

令和6年度NPO助成・協働プログラム合同説明会 説明資料【第1分冊】

目次

～第1分冊～

【第一部】

- | | |
|------------------------------------|------|
| • 令和6年度NPOを対象とした補助・委託等助成事業（県） | P.01 |
| • 助成金情報の入手方法 | P.02 |
| • 令和6年度NPOを対象とした補助・委託等助成事業一覧表（大分県） | P.04 |
| • ふるさと創生NPO連携促進事業 概要 | P.10 |
| • 自然環境保全活動支援事業 | P.11 |
| • おおいたうつくし推進隊支援事業 等 | P.13 |
| • 令和6年度NPOを対象とした補助・委託等助成事業（市町村） | P.15 |
| • 令和6年度NPOを対象とした補助・委託等助成事業一覧表（市町村） | P.16 |
| • 企業・財団による助成プログラム | P.31 |
| • （1）年賀寄附金配分事業（日本郵便株式会社） | P.31 |

～第2分冊～

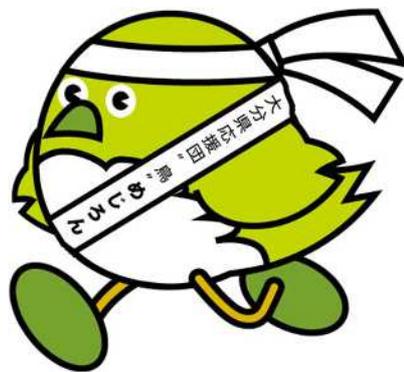
- 企業・財団による助成プログラム
 - （2）各種助成事業（公益財団法人おおいた共創基金）
 - （3）NPO団体への助成金制度（豊和銀行）
 - （4）九州ろうきん「NPO助成」のご案内（九州労働金庫）

【第二部】

- 認定NPO法人について
- 県からのお知らせ
 - ウェブ報告システムの利用について
 - 労働者協同組合について



**令和6年度
NPOを対象とした
補助・委託等助成事業
(県)**



1 助成金情報の入手方法①

おおいたNPO情報バンク
「おんぽ」

<https://www.onpo.jp/>

お知らせ > お知らせ一覧

スマホ・タブレットの場合は
右上の マークから

一覧を見る >

お知らせ一覧

ここで絞り込み！

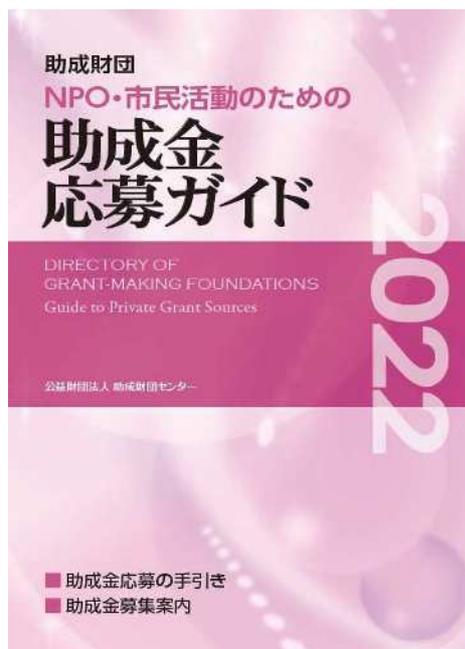
カテゴリを選択

すべて
助成金
イベント・講座
法改正

災害・感染症
県・市町村
企業等

2022.02.21	助成金	<p>締切：03.31 実施団体：NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド</p> <p>2022年度（第20回）ドコモ市民活動団体助成事業</p>	>
2022.02.21	災害・感染症	<p>実施団体：大分県ほか</p> <p>(2/21更新)「新型コロナウイルス感染症」に関連した各種支援措置について</p>	>
2022.02.21	助成金	<p>締切：05.31 実施団体：中小企業庁</p> <p>事業復活支援金（コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援）</p>	>
2022.02.17	法改正	<p>実施団体：内閣府</p> <p>消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について</p>	>
2022.02.16	助成金	<p>締切：02.25 実施団体：大分県</p> <p>R4年度「子ども科学体験推進事業」運営委託業務に係る企画提案競技</p>	>

1 助成金情報の入手方法②



『NPO・市民活動のための 助成金応募ガイド』

(発行)
公益財団法人
助成財団センター

□助成財団センターのデータベースから、NPOや市民活動向けの公募プログラムを抽出し、概要を紹介

□2023・2024年版の発行は未定

令和6年度NPOを対象とした補助・委託等助成事業一覧表（大分県）

* 事業予算は、議会での議決が前提となります。

* 事業ごとに応募要件等が異なりますので、詳しい内容については各担当所属へお問い合わせください。

* この一覧表は、すべての事業を網羅できているわけではありませんので、ご注意ください。

事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1 地域活力づくり総合 補助金	500,000	補助	1/2～ 3/4	○チャレンジ支援枠 【概要】 地域の活力づくりに向け、調査研究、試行など地域活動への挑戦を支援する。 【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 上限額 200万円/団体 【補助率】 3/4 【スケジュール】 随時 【対象経費】 賃金、報償費、旅費、使用料等	企画振興部	おおいた創生推 進課	管轄の各振興局 地域創生部にお 問合せください ○東部振興局（別府 市,杵築市,国東市,姫 島村,日出町） 0978-72-0857
				○地域創生枠 【概要】 地域創生の実現に向けた様々な事業を支援する。 【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 上限額 3,000万円/団体 【補助率】 1/2 【スケジュール】 随時 【対象経費】 賃金、報償費、旅費、工事請負費、備品購入費等			○中部振興局（大分 市,白杵市,津久見市, 由布市） 097-506-5727
				○空き家ビジネス活用支援枠 【概要】 地方創生型の空き家活用ビジネスを促進することで、景観維持や賑わい創出を支援する。 【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 上限額 300万円/団体 【補助率】 2/3 【スケジュール】 随時 【対象経費】 役務費、委託料、備品購入費、工事請負費等			○南部振興局（佐伯 市） 0972-22-9073
							○豊肥振興局（竹田 市,豊後大野市） 0974-63-1291
							○西部振興局（日 田市,玖珠町,九重 町） 0973-23-5739
							○北部振興局（中津 市,豊後高田市,宇佐 市） 0978-32-1373

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
2	こどもの居場所づくり推進事業	2,000	補助	10/10	<p>【概要】 「こどもの居場所づくり推進事業費補助金」 子どもの居場所としての子ども食堂を新規開設、又は機能強化を行う場合に、市町村とともに支援する。 (団体へは市町村が助成し、県は市町村に対し助成額の1/2を補助)</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 ※補助上限額 ①食事の提供と学習支援等を行う子どもの居場所の新規開設 に要する経費に対し一部を補助 20万円 ②食事の提供以外の学習支援やレクリエーション等機能強化 に要する経費に対し一部を補助 10万円</p> <p>【スケジュール（予定）】 随時 【対象経費】 報償費、旅費、消耗品費、役務費、備品購入費 等 ※詳しくはお住まいの市町村子どもの貧困対策担当課にお問い合わせください</p>	福祉保健部	こども・家庭支援課 家庭支援班	097-506-2704
3	こどもの居場所づくり推進事業	5,000	補助	10/10	<p>【概要】 「大分県子ども食堂応援補助金」 県内の子ども食堂に対し、子どもたちが楽しく遊んだり、学習等に必要経費の助成を行う。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 補助上限額 30万円 【スケジュール（予定）】 別途対象団体あてに通知予定 【対象経費】 遊具、図書、学習教材・機材、楽器、その他知事が必要と認める経費</p>	福祉保健部	こども・家庭支援課 家庭支援班	097-506-2704
4	子育て応援活動推進事業	2,000	補助	10/10	<p>【概要】 地域での子育て応援活動を行う団体の活動拡大や、新たな支援活動の立ち上げに要する経費を助成する。</p> <p>【採択本数】 10団体 【委託・補助額】 上限額 20万円/団体 【スケジュール（予定）】 未定 【対象経費】 事業に係る経費（詳細は募集要項に記載予定）</p>	福祉保健部	こども未来課 子育て支援班	097-506-2713

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
5	こころとからだの相談支援センター機能強化事業	900	補助	1/2	<p>【概要】 地域で依存症問題に取り組む民間団体が行う依存症対策の経費について補助を行う。</p> <p>【採択本数】 6団体（予定）</p> <p>【委託・補助額】 15万円（予定）</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月公募開始 交付申請書、計画書提出→交付決定通知書送付→事業実施→報告書、収支精算書、請求書提出→確定通知書送付</p> <p>【対象経費】 講師謝金、旅費、消耗品費、食糧費、会場使用料、印刷代、その他知事が必要と認めるもの</p>	福祉保健部	障害福祉課 精神保健福祉班	097-506-2727
6	推進隊支援事業	500	補助	10/10	<p>【概要】 おおいたうつくし作戦のけん引役である「おおいたうつくし推進隊」を対象に、活動基盤の整備または強化（資材購入、広報活動等）に係る経費を助成する。過去に本事業を活用したことがない団体が対象。</p> <p>【採択本数】 5団体</p> <p>【委託・補助額】 最大10万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月：募集要項により公募（応募期限 令和7年2月末まで） 令和6年4月～令和7年2月：随時担当課に事前相談 →実施計画書の提出→内定通知→交付申請書の提出→交付決定通知 交付決定～令和7年3月31日：事業実施</p> <p>【対象経費】 取組に係る経費（詳細は募集要項に記載予定）</p>	生活環境部	うつくし作戦推進課 うつくし作戦推進班	097-506-3034
7	おおいたこども探検団推進事業	3,000	委託	10/10	<p>【概要】 NPO等が実施主体となり、県内の子どもたちに対する自然体験活動など、実体験を伴う年間を通じた環境学習を行う取組を公募し、採択された事業について委託する。</p> <p>【採択本数】 10団体</p> <p>【委託額】 最大30万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 3月末 募集要項により公募→企画提案書の提出→4月末 1次審査(書類) →2次審査(プレゼンテーション)→採択→5月中旬 委託契約を締結し実施</p> <p>【対象経費】 取組に係る経費（詳細は募集要項に記載予定）</p>	生活環境部	うつくし作戦推進課 うつくし作戦推進班	097-506-3123

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
8	まちづくり推進事業 (仮称)	2,400	委託	10/10	<p>【概要（案）】 新たな取組を行ううつくし推進隊を公募し、採択された事業について委託する。</p> <p>【採択本数】 12団体</p> <p>【委託額】 最大20万円</p> <p>【スケジュール（予定）】 3月末 募集要項により公募→企画提案書の提出→4月末 1次審査(書類) →2次審査(プレゼンテーション)→採択→5月中旬 委託契約を締結し実施</p> <p>【対象経費】 取組に係る経費（詳細は募集要項に記載予定）</p>	生活環境部	うつくし作戦推進課 うつくし作戦推進班	097-506-3123
9	自然環境保全活動事業費補助金	4,000	補助	10/10	<p>【概要】 生物多様性の保全・再生に資する活動について補助を行う。非営利団体又は法人格を持たない非営利団体から募集する。</p> <p>【採択本数】 11団体</p> <p>【委託・補助額】 最大30万円/団体、最大100万円/1団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始→5月～6月審査→6月～7月事業実施</p> <p>【対象経費】 物品費、旅費交通費、通信運搬費、印刷消耗費、賃借料、謝金、保険料、人件費（事業費総額の1/2）、その他知事が必要と認める経費</p>	生活環境部	自然保護推進室 自然保護班	097-506-3022
10	ふるさと創生NPO 連携促進事業	6,000	補助	10/10	<p>【概要】 NPOが他の主体（NPO、企業等）と連携して地域課題に取り組む事業に対し、公益財団法人おおいた共創基金を通じて補助を行う。 事業実施にあたっては、おおいた共創基金及び実施協働体から指定された県内中間支援組織等により伴走支援を行う。</p> <p>【採択本数】 3協働体程度 ※状況に応じて増減あり。</p> <p>【委託・補助額】 最大100万円/協働体</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始⇒5月審査⇒7月～3月中旬事業実施</p> <p>【対象経費】 事業の実施に必要な経費（詳しくは、募集要項等に掲載予定）</p>	生活環境部	消費生活・男女 共同参画プラザ 県民活動支援室	県民活動支援室 097-534-2052 公益財団法人お おいた共創基金 097-556-3116

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
11	「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業	1,204	その他	10/10	<p>【概要】 地域で食育活動を実施する団体に食育活動者を派遣する。</p> <p>【採択本数】 110回</p> <p>【委託・補助額】 (最大8,000円(2時間分) + 旅費) × 2回/団体 * 現地における農林漁業体験を伴う場合上限12,000円(3時間分)</p> <p>【スケジュール(予定)】 4月から随時募集</p> <p>【対象経費】 講師にかかる報償費及び旅費</p>	生活環境部	食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班	097-506-3058
12	森と海をつなぐ環境保全推進事業	3,000	補助	10/10	<p>【概要】 NPO、地区自治会等が行う海岸清掃活動の経費について補助を行う。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【事業費】 最大300千円/団体</p> <p>【スケジュール(予定)】 4月募集開始(通年募集) 循環社会推進課へ事前相談(予定事業が補助対象になるか等) → 認定申請書提出 → 循環社会推進課から内示書送付 → 交付申請書提出 → 循環社会推進課から交付決定通知書送付 → 事業着手</p> <p>【対象経費】 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品・資材購入費(要相談)、その他必要と認める経費</p>	生活環境部	循環社会推進課 資源化推進班	097-506-3126
13	NPO法人等人権相談活動支援事業	400	補助	1/2	<p>【概要】 人権啓発・相談・擁護に関する事業実施経費への補助</p> <p>【採択本数】 4団体程度(予算の範囲内)</p> <p>【委託・補助額】 上限10万円/団体</p> <p>【スケジュール(予定)】 4月募集開始 → 5月審査 → 6月～事業実施</p> <p>【対象経費】 報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料 等</p>	生活環境部	人権尊重・部落差別解消推進課 調整班	097-506-3175
14	地域課題解決型補助金支援事業	30,000	補助	1/2	<p>【概要】 地域課題の解決を目的として新たに起業する者に対して補助を行う。 * 収益事業として実施する場合に限る</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 補助額上限額 200万円/団体</p> <p>【スケジュール(予定)】 5月公募・6月審査 7月事業実施</p> <p>【対象経費】 人件費、店舗等借入費、旅費等起業に要する経費</p>	商工観光労働部	経営創造・金融課 経営創造班	097-506-3232

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
15	(世界農業遺産) 地域活力支援事業 (農耕文化継承)	1,000	補助	10/10	<p>【概要】 国東半島宇佐地域で受継がれている農耕に関する民俗芸能や祭り等に保存や継承に関する取組を支援する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 30～50万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 2月募集開始→4～5月審査→事業実施</p> <p>【対象経費】 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 ※事業実施主体は、国東半島宇佐地域(豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町)に活動拠点を置く団体に限ります。</p>	農林水産部	農林水産企画課 世界農業遺産推進班 (国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局)	097-506-3525
16	(世界農業遺産) 地域活力支援事業 (提案型地域活動)	3,000	補助	10/10, 1/2	<p>【概要】 国東半島宇佐地域における世界農業遺産に関連する地域の自主的な取組を支援する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 30～50万円/団体 (ただし、営利目的の場合は、補助対象経費の1/2とし、補助額の上限は25万円)</p> <p>【スケジュール（予定）】 2月募集開始→4～5月審査→事業実施</p> <p>【対象経費】 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 ※事業実施主体は、国東半島宇佐地域(豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町)に活動拠点を置く団体に限ります。</p>	農林水産部	農林水産企画課 世界農業遺産推進班 (国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局)	097-506-3525
17	環境保全活動 助成事業 (大野川流域)	2,000	補助	2/3	<p>【概要】 大野川流域の環境保全活動に要する経費に対し助成する。</p> <p>【補助額】 予算の範囲内（採択本数が複数の場合でも総額200万円以内）</p> <p>【スケジュール（予定）】 5月公募開始→6月審査→7月～事業実施</p> <p>【対象経費】 環境保全活動に使用した資材購入費等 (調査、研究、意識啓発、美化活動、水源涵養等) ※営利事業は除く</p>	企業局	総務課 経営企画班	097-534-1005
18	中小企業等デジタル スキル向上支援事業	44,350	委託	10/10	<p>【概要】 中小企業等（NPO含む）のDX化の第一歩を後押しし、各社の課題を解決するため、即戦力となるデジタル人材の育成とデジタルツール導入をワンストップで支援する。</p> <p>【採択本数】 90社・団体</p> <p>【委託・補助額】 最大25万円/社・団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 7月募集開始⇒申請都度審査（最短1ヶ月程度で事業実施）</p> <p>【対象経費】 SaaSツール導入にかかる初期費用および年度末までの使用料</p>	商工観光労働部	DX推進課 DX推進班	097-506-2476

ふるさと創生NPO連携促進事業

課題

- ・NPOの人材、知識・ノウハウ、資金不足等
(※)活動をつなぐ人材がいない。会費が減っており資金が少ない。
- ・NPO同士の連携した取組がなされていない
(※)NPO同士の連携でできる事業もあると思われる。
協働体(横連携)等の形式で全体をレベルアップしてはどうか。
- ・(公財)おおいた共創基金及び中間支援NPOの
中間支援力の強化が必要

目的

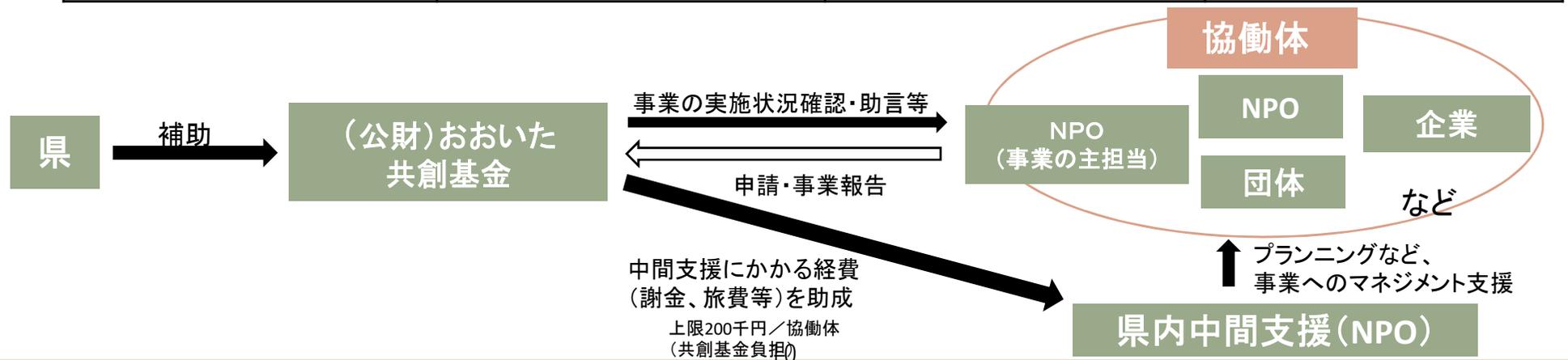
- 1.NPO同士や多様な主体との連携促進
- 2.(公財)おおいた共創基金の中間支援力
(協働コーディネーターとしての役割)及び
基盤強化
↑ 民間アドバイザー(県外の間接コーディネーター)の
招聘・助言等により中間支援力の強化を図る。
- 3.中間支援機能を持つNPOとの連携による
NPO支援体制の強化

取組

- ・NPOが他の主体(NPO等)と連携して地域課題に取り組む事業に対し補助 1,000千円/協働体
 - ・(公財)おおいた共創基金が協働体を伴走支援
- 【令和5年度 4協働体採択】 応募:12協働体



NPO法人こどもサポートにつこ・にこ、 放課後児童クラブすこやか・のびやか、 (株)デンケン 計3団体	NPO法人さかのせき・彩彩カフェ、日 本文理大学吉村研究室、県建築士会 佐賀関支部ほか 計6団体+中間支援NPO法人	予防カフェ、成年後見相談センター 大分、松が丘連合自治会、 宗方台自治会 計4団体	NPO法人大分宇宙科学協会、武 蔵活性化委員会、国東えんげき工 房 計3団体
子どもたちが技術や働く現場からも のづくりを学ぶ ・プログラミングなどのタブ レット教室 ・企業での現場見学や社員の指 導による工作体験	地域の連携を強化する「佐賀関半島 Maas計画」策定のための実証 実験 ・運用中のグリーンスローモビ リティと連携させ、電動キッ クボード等の小型モビリティ を活用した観光周遊等を実施	防災訓練や研修で実施する認知症 や災害の疑似体験を通じて地区防 災力を強化 ・オレンジカフェ開設 ・認知症早期発見ワークショップ ・VRを活用した認知症の疑似体験 ・空き部屋避難所開設 ・暗闇防災体験会	地域の人や子どもたちの大分宇 宙港で高まった宇宙への関心を維 持・発展 ・エアロケットなど宇宙に 関する工作 ・天体観測会 ・宇宙をテーマにした紙芝居



自然環境保全活動支援事業

補助率	10/10
補助上限	保全活動等： 300千円/1団体 生態系調査：1,000千円/1団体
補助総額	4,000千円

対象となる事業の内容

(1) 保全活動等

対象：10団体

(うち4団体は「おおいたの重要な自然共生地域」枠)

① 生物多様性に優れた地域の保全再生事業

【例】

野焼き、清掃、支障植物等の除去、ニホンジカの駆除、啓発看板設置、観察・勉強会開催 等



② 希少野生動植物保全事業

【例】

巡視、動物福祉に配慮した獣害防止ネットの設置、増殖実験、モニタリング、遺伝子分析 等



③ 外来生物防除事業

【例】

直接駆除、防除法の研究、食害調査、啓発研修会等



(2) 生物調査(R6年度～) 対象：1団体

共生サイト認定に向けた調査を行う「おおいたの重要な自然共生地域」での生物調査

申請等の流れ

※ 予定

- ② 企画提案 (4～5月)
- ④ 補助金交付申請 (5月～)
- ⑦ 実績報告 (事業終了後)
- ⑨ 請求
※ 終了前の支払いも可能

各
団体
等



県 (自然保護推進室)

⑥ 事業
の実施

- ① 公募 (4～5月)
- ③ 採択 (5月～)
- ⑤ 補助金交付決定 (5月～)
- ⑧ 額の確定

補助事業の対象経費

謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料、手数料、**人件費 (事業費総額の2分の1を限度)**、調査研究費等

「おおいたの重要な自然共生地域」公表地域一覧

R6.3.31現在

市町村名	箇所数	公表地域等	旧町村名	分類				
				山地・森林	草地・湿原	里地・里山	河川・湖沼	海岸・干潟
大分市	3	乙津川	-				○	
		柞原八幡宮の社叢	-	○				
		うーたの里山(大分市明治地区の里山)	-			○		
別府市	2	天間高原	-		○			
		ラクテンチの森	-	○				
中津市	2	生物多様性に富む中津干潟と塩性湿地	-					○
		野依新池と中津宇佐のため池群	-			○		
日田市	1	前津江町の権現岳林木遺伝資源保存林	前津江村	○				
佐伯市	1	佐伯市城山の自然林	-	○				
臼杵市	2	臼杵川河口干潟	-					○
		下ノ江海岸(大間)	-					○
津久見市	1	四浦地区	-	○				
竹田市	1	神原溪谷	-	○				
豊後高田市	2	田染荘小崎	-			○		
		真玉八幡神社の森	真玉町	○				
杵築市	1	カブトガニが生息する八坂川下流域干潟と守江湾	-					○
宇佐市	1	生物多様性に富む宇佐地域の干潟と塩性湿地	-					○
豊後大野市	2	三重町又井地区	三重町			○		
		三重町菅生石仏周辺(千歳町ひょうたん公園)	三重町			○		
由布市	2	由布市庄内町平石地区	庄内町			○		
		大分川源流域	湯布院町				○	
国東市	1	武蔵町小城山のスタジイ林	武蔵町	○				
姫島村	1	姫島周辺沿岸	-					○
日出町	1	小深江漁港周辺	-					○
九重町	4	鳴子川溪谷(九酔溪)	-	○				
		寺床から熊の墓の溪谷林	-	○				
		鹿伏岳のブナ・ミズナラ林を含む山林	-	○				
		湯沢	-			○		
玖珠町	0	(公表地域なし)	-					
合計	28			11	2	6	2	7



おおいたうつくし推進隊

おおいたうつくし推進隊とは...

→おおいたうつくし作戦のけん引役（県内で環境活動に取り組む5名以上の団体）

- ◆地域の住民を巻き込んだ環境保全活動の実施
- ◆県民を巻き込んだ地域活性化につながる取組の企画・実施

清掃活動の様子 →
日本文理大学附属高等学校



おおいたうつくし推進隊
256団体
(R6. 2月末現在)

なかまづくり(新名称: 推進隊支援事業)

うつくし作戦なかまづくり推進事業〔R5年度－2団体〕

- ◆推進隊の活動基盤強化の支援
⇒新たに任命された推進隊が活動しやすくなるための環境の整備
- ◆補助金額10万円（補助率10／10）

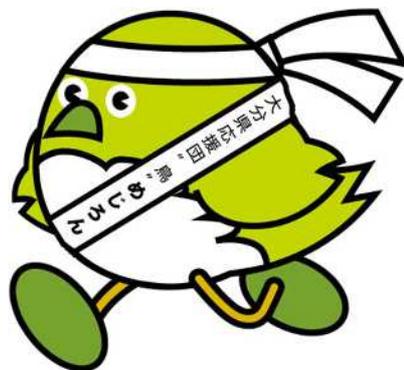
団体名	市町村名	活動内容
睦会	津久見市	公道・生活道路周辺のごみ拾い、植栽やその整備
みんなで遊び場をつくろう会	中津市	ごみ拾い、草刈り、拾った落ち葉からの肥料づくり、花壇づくり、自然遊びや昔遊びを行うイベントの開催



おおいだつくし探検団推進事業〔R5年度－9団体〕

団体名	実施場所	参加者	主な活動
NPO法人チーム1.5おおいだ	大分市	県内小中学生 約100名	九重ふるさと自然学校や九重青少年の家での自然体験活動、地球温暖化やSDGsに関する環境学習
NPO法人アイラブグリーン大分	大分市	県内幼稚園生 約450名	県内幼稚園で落葉プール、自然ワークショップ、自然観察会、環境学習
NPO法人たのうらピーチスポーツクラブ	大分市	県内小学生等 約70名	ウミガメの観察・餌やり等の触れ合い体験、環境学習、ごみアート制作
日岡地域食堂	大分市	日岡小学校児童等 約15名	落葉たい肥学習、草木染め、薪割・火起こし、ネイチャーゲーム
NPO法人水辺に遊ぶ会	中津市	中津市の幼児～小学生	干潟で魚の捕獲・調理体験、海ごみワークショップ(マイクロプラスチック採集・分類、海の生き物学習 等)
南子育て仲よしクラブ・ 第2南子育て仲よしクラブ	別府市	別府市の幼稚園～小学生 約180名	リサイクル工場見学、海洋プラスチックごみ学習、森の先生による自然体験、自然体験サマーキャンプ
佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会	佐伯市	大分県内の幼児～小学生 約30名	川でのサバイバルキャンプ、ユネスコエコパークや藤河内溪谷の動植物に関する学習
森守	杵築市	杵築市の小学生	森林学習(森の見学、木の伐採・間伐体験、森の音楽会)
テンポラリー耶馬溪	中津市	大分市、別府市、中津市の幼児～小学生	環境学習キャンプ、山国川子どもマルシェ(環境について学び子どもたち主体で出展準備)、川遊び、防災ワークショップ

**令和6年度
NPOを対象とした
補助・委託等助成事業
(市町村)**



令和6年度NPOを対象とした補助・委託等助成事業一覧表（市町村）

* 事業予算は、議会での議決が前提となります。

* 事業ごとに応募要件等が異なりますので、詳しい内容については各市町村担当所属へお問い合わせください。

* この一覧表は、すべての事業を網羅できているわけではありませんので、ご注意ください。

<大分市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	1 荒廃竹林整備推進事業	4,613	補助	①10/10 ②上限 1,500円/m ③上限 120,000円/箇 所	<p>【概要】 持続可能な竹林整備に取り組む方に対して、初期整備に係る伐竹費用等を支援する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【補助額】</p> <p>①伐竹整備（竹の間伐、片付け）費用：標準事業費を10/10補助 ②管理用作業道の開設費用：実費を補助し、上限1,500円/mとする。 ③整備対象地の調査測量費用：実費を補助し、上限120,000円/箇所とする。</p> <p>【スケジュール（予定）】</p> <p>随時⇒事前相談⇒調査測量⇒補助金申請⇒竹林整備⇒完了検査⇒実績報告書⇒補助金請求 ※概ね半年の期間を要する。</p> <p>【対象経費】</p> <p>荒廃竹林の伐竹及び片付けに要する経費 管理道の開設及び改良の整備に要する経費 荒廃竹林の面積及び標準地の調査、管理道の調査等に要する経費</p>	農林水産部	林業水産課 林業担当班	097-537-5783
2	2 あなたが支える市民活動応援事業	14,670	補助	（補助対象経費－5万円） ÷ 2 + 5万円 で計算 ※補助対象経費が5万円以下の場合は全額	<p>【概要】</p> <p>ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が主体的に行う公益性が高い活動に対して、市民の皆さんに納めていただいた個人市民税の1%相当額を、市民の皆さんが応援したい団体の活動に補助金として交付することができる制度。補助金額は市民からの応援届出により決定する。</p> <p>【採択本数】 同選考委員会による</p> <p>【補助額】 上限30万円</p> <p>【スケジュール（予定）】</p> <p>2月団体募集⇒3月審査⇒4月補助対象団体の決定⇒6、7月市民からの応援届出募集⇒8月補助金交付の決定通知（団体の事業実施は4月以降随時）</p> <p>【対象経費】 補助対象事業を実施するために直接必要な経費</p>	市民部	市民協働推進課 市民協働推進担当班	097-537-7251

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
3	大分市文化・芸術活動 推進補助金	4,500	補助	1/2	<p>【概要】 本市を活動の拠点として文化・芸術活動を行っている、主として営利を目的としていない個人または団体が、広く市民を対象とした「公演事業」、「展覧会事業」、「その他文化・芸術振興事業」の事業費を補助する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲で可能な限り</p> <p>【委託・補助額】 上限30万円/個人または団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 2月事前相談・募集開始→4月審査→5月～翌年3月事業実施</p> <p>【対象経費】 報償費、旅費、印刷費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、使用料、消耗品費等</p>	企画部	文化振興課 文化企画担当班	097-537-5663
4	大分市中心市街地商都 復活支援事業	64,000 (他の 補助 メニュー も含む)	補助	①まちなか出 店支援事業 1/2 ②イベント開 催事業2/3	<p>【概要】 中心市街地の活性化を図ることを目的とする事業を実施する商店街団体及び事業者に対し補助を行う。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【補助額】 ①まちなか出店支援事業100万円（商店街団体申請の場合は150万円） ②イベント開催事業80万円</p> <p>【スケジュール（予定）】 前月20日までに(株)まちなか倶楽部相談（出店の場合は大分商工会議所で 事業計画書の作成支援も受ける）⇒10日までに申請書提出⇒月末に審査会 ⇒決定後事業着手</p> <p>【対象経費】 ①まちなか出店支援事業・・・店舗内外改装に係る経費、備品購入費及び広告料 ②イベント開催事業・・・イベントの開催に係る経費（商品、景品等の購入に要する経費や販売を目的とした物品等の購入に要する経費等は除く）</p>	商工労働 観光部	商工労政課商業 にぎわい担当班	097-537-5959

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
5	大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金	30,000	補助	①DX推進枠 2/3 ②一般枠1/2	<p>【概要】 市内の小規模事業者が行う、DXへ向けた取組又は販路開拓、業務効率化の取組に対し、費用補助を行う。</p> <p>※NPO法人の場合は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となる。</p> <p>①常時使用する従業員の数が20名以下の小規模事業者であること。 ②法人税上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。 ③認定特定非営利活動法人でないこと。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 最大30万円/事業者 【スケジュール（予定）】 ①前期…4月中旬募集開始 ②後期…8月中旬募集開始 前期後期ともに事前申込制とし、申込者多数の場合は抽選。</p> <p>【対象経費（予定）】 DX推進枠…ソフトウェア導入費、機器導入費、Web広告費、ECサイト構築費 一般枠…機械装置等購入費、広報費、旅費、開発費、借料、専門家に係る謝金、委託・外注費</p>	商工労働 観光部	商工労政課商業 にぎわい担当班	097-537-7294
6	大分市認知症カフェ運営事業補助金	2,200	補助	上限 10万円	<p>【概要】 認知症に関する活動実績があり、かつ、継続的な活動を行うことが見込まれる団体を対象に、認知症カフェの運営経費を補助する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 上限10万円/団体（3年度目まで、4年度目以降上限6万円） 【スケジュール（予定）】 随時 【対象経費】 会場使用料、附帯設備使用料、講師等謝金、講師等旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品、燃料費、食糧費、保険料</p>	福祉保健部	長寿福祉課権利 擁護担当班	097- 537-5771

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
7	地域お互いさま活動事業	4,500	補助	上限30万円 ※詳細は概要を参照のこと	<p>【概要】 高齢者の生活支援に取り組む、住民主体で結成される団体に対し、必要な経費の一部を補助する。</p> <p>【要件】 下記3つをすべて満たす必要有 ①5人以上の支援者で構成される、有償・無償のボランティア等による活動や支援を行う団体であること ②大分市内に拠点を有し、活動範囲を小学校の通学区域以上とする団体であること ③政治・宗教活動が目的であったり、暴力団が関係していない団体であること</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内 【補助額】 上限額：小学校区単位で合計最大30万円 ※20万円までは全額補助（上記の【要件】とは別に要件有） さらに全利用者に占める要支援者および事業対象者数の割合に応じて最大10万円を加算。</p> <p>【スケジュール（予定）】 随時（※補助の申請期限は毎年度3/1まで）</p> <p>【対象経費】 人件費・奨励金・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料・光熱水費 ・会議費・研修費 等 ※弁当や軽食、茶菓子等の食糧費は対象外</p>	福祉保健部	長寿福祉課 地域支援担当班	097- 537-5746
8	国際化・国際交流イベント支援事業	3,000	補助	① 1/2 ② 4/5 ※外国にルーツを持つ人の日本語学習支援事業は【10/10】	<p>【概要】 国際交流・国際協力・多文化共生に関するイベントを募集する。 ①市民の自主的な企画により実施される「国際化イベント」 ②「外国にルーツを持つ人々への支援」「共生のためのイベント」</p> <p>【採択本数】 選考委員会にて決定 【委託・補助額】 ①最大100万円/団体 ②最大 30万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始⇒6月審査(選考委員会)⇒7月～事業実施(予定) 【対象経費】 ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ②証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費 ※助成対象となる経費については、別途、詳細な規定</p>	企画部	国際課	097-537-5719

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
9	ノーマライゼーション推進事業補助金	9,000	補助	1/2 (10万円までは10/10)	<p>【概要】 ノーマライゼーション推進を目的としたイベント開催、自己啓発事業を行う団体または個人に対し補助金を交付する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【補助額】 イベント開催 最大 300万円 自己啓発事業 最大 30万円</p> <p>【スケジュール（予定）】 R6年2月に申請事業募集受付⇒3月事業選考（選考委員会を実施し補助対象事業を選定）</p> <p>【対象経費】 食糧費や備品購入費等を除く経費</p>	福祉保健部	障害福祉課 管理担当班	097- 537-5785
10	大分市DVシェルター運営補助事業	600	補助	10/10	<p>【概要】 DVシェルターの運営団体をNPOから募集する。</p> <p>【採択本数】 未定（1団体を想定）</p> <p>【委託・補助額】 最大60万円（予算の範囲内）</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始⇒4月審査⇒4月～事業開始</p> <p>【対象経費】 DVシェルターに係る家賃、光熱水費等</p>	子どもすこやか部	子育て支援課 中央子ども家庭 支援センター DV相談支援担当 班	097-537-5666
11	「おおいたの幸」ブランド化支援事業	3,000	補助	1/2～10/10 ※事業内容による	<p>【概要】 大分市における6次産業化や農商工連携等の促進を図るため、大分市産農林 水産物等を活用した加工品の研究・開発・販路拡大の取組を支援する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 最大50万円 ※事業内容による</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集⇒6月審査⇒7月～事業実施 ※予算残の場合、2次募集を行う場合有り</p> <p>【対象経費】 加工品の研究・開発・販路拡大の取組に係る費用（原材料費、外注費など）</p>	農林水産部	農政課 農産品流通担当 班	097- 537-7025

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
12	大分市農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業	2,900	補助	1/2	<p>【概要】 中食、外食等の店舗等において、大分市産農林水産物を活用した催事の開催を支援する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 最大30万円</p> <p>【スケジュール（予定）】</p> <p>前期：4月募集⇒5月審査⇒7月～事業実施</p> <p>後期：8月募集⇒9月審査⇒11月～事業実施</p> <p>後期募集終了後、予算残の場合は随時募集を行う。</p> <p>【対象経費】 広報費、委託費</p>	農林水産部	農政課 農産品流通担当 班	097- 537-7025

<別府市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	市民活動支援補助金	2,600	補助	① 10/10 ② 1/2 ③ 10/10	<p>【概要】</p> <p>地域の課題解決に向けて公益的な活動を行う市民活動団体を支援する。（①NPO活動推進部門②③市民活動促進・活性化部門（一般枠、学生枠）※①②③ともNPO対象）</p> <p>【採択本数】 未定</p> <p>【事業費】 ①上限60万円/団体 ②上限30万円/団体 ③上限10万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】</p> <p>4月上旬募集開始～5月上旬募集締切⇒5月下旬～6月下旬審査⇒7月上旬～活動実施</p> <p>【対象経費】</p> <p>①団体の組織強化又は人材育成に要する経費、団体の中間支援活動に要する経費</p> <p>②③団体の市民活動の準備に要する経費、団体の運営に要する経費、団体の市民活動に要する経費</p>	市長公室	自治連携課 協働推進係	0977-21-1125

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
2	別府競輪地域振興事業 補助金	10,000	補助	4/5	<p>【概要】 競輪事業の収益の一部を、別府市民に広く見える形で還元し社会貢献を果たすとともに、競輪事業のイメージアップを図るため補助事業を実施する。</p> <p>①スポーツ振興を目的とする事業 ②教育又は文化交流を目的とする事業 ③市民生活の向上等を目的とする事業</p> <p>【採択本数】 未定 【補助額】 上限500万円/1事業 【スケジュール（予定）】 2月1日募集開始～4月5日募集締切～5月上旬審査（応募者プレゼンテーション） 【対象経費】 補助事業を実施するために直接必要となる事業費等であって、団体を運営するための経常的な経費は対象外。詳細については問い合わせください。</p>	公営事業部	公営競技事務所	0977-67-5578
3	別府市住民主体による 第1号事業	450	補助	12千円+(3千円×実施日数) ※年間上限96日	<p>【概要】 住民による介護予防・生活支援サービス</p> <p>【採択本数】 1団体（予算の範囲内での補助） 【委託・補助額】 最大30万円/団体 【スケジュール（予定）】 随時募集 【対象経費】 人件費、需用費（消耗品費、印刷製本費、その他必要物品購入費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料・賃借料及び備品購入費</p>	いきいき健康部	介護保険課介護 保険給付係	0977-21-1463

< 中津市 >

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	中山間地域活性化支援 事業補助金（交流・関 係人口創出支援事業）	8,000	補助	10/10以内 （上限100万 円/年度）	<p>【概要】 主として地域外との交流、地域外からの集客を目的に実施するイベント等に要する経費を支援。 （例：軽トラ市、マルシェ など）</p> <p>【採択本数】 未定 【委託・補助額】 10/10以内（上限100万円/年度） 【スケジュール（予定）】 1月上旬～2月下旬募集→3月審査→事業実施 【対象経費】 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費</p>	企画市民環境部	地域振興・広聴 課 地域振興・市民 連携係	0979-62-9033

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
2	中山間地域活性化支援 事業補助金（交流・関 係人口創出スタート アップ支援事業）	12,000	補助	10/10以内 （上限100万 円/年度）	<p>【概要】 主として地域外との交流、地域外からの集客を目的とした継続性のある事業について下記（a）に要する経費を支援。 （a）事業運営支援 各種取組みを実施するにあたり、事業運営に関する経費 （例：移住支援事業、空き家等を活用した交流人口創出事業など）</p> <p>【採択本数】 未定 【委託・補助額】 10/10以内（上限100万円/年度） 【スケジュール（予定）】 1月上旬～2月下旬募集→3月審査→事業実施 【対象経費】 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費</p>	企画市民環境部	地域振興・広聴 課 地域振興・市民 連携係	0979-62-9033
				4/5以内（最 長3年間で200 万円）	<p>【概要】 主として地域外との交流、地域外からの集客を目的とした継続性のある事業について下記（b）に要する経費を支援。 （b）スタートアップ支援 各種取組みを実施するにあたり、ハード整備・備品購入等の経費 （例：移住支援事業、空き家等を活用した交流人口創出事業など）</p> <p>【採択本数】 未定 【委託・補助額】 4/5以内（最長3年間で200万円） 【スケジュール（予定）】 1月上旬～2月下旬募集→3月審査→事業実施 【対象経費】 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費</p>			
3	中山間地域活性化支援 事業補助金（中山間地 域活性化事業（提案 型））	10,000	補助	10/10以内 （最長4年間 で1,000万 円）	<p>【概要】 地域活性化（主として経済面）に資する事業提案（プレゼンテーション）の中から審査会で事業内容を認められた事業について、事業開始に向けた調査に関する経費、事業運営に関する経費を支援。 （例：空き家等を活用した地域活性化事業など）</p> <p>【採択本数】 未定 【委託・補助額】 10/10以内（最長4年間で1,000万円） 【スケジュール（予定）】 1月上旬～2月下旬募集→4～5月審査→事業実施 【対象経費】 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費</p>	企画市民環境部	地域振興・広聴 課 地域振興・市民 連携係	0979-62-9033

<日田市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	まちづくり活動推進事業補助金 (一般枠)	4,000	補助	4/5	【概要】 市民活動団体の公益的なまちづくり活動に対し、費用の一部を助成する。 【採択本数】 予算による 【委託・補助額】 上限50万円/団体 【スケジュール(予定)】 随時 【対象経費】 直接経費	企画振興部	まちづくり推進課 市民協働・男女共同参画推進係	0973-22-7515
2	まちづくり活動推進事業補助金 (若者チャレンジ枠)		補助	10/10	【概要】 市内に在住又は通勤通学する16～39歳までの若者が主体的に実施するまちづくり活動に対し、費用の助成を行う。 【採択本数】 予算による 【事業費】 上限25万円/団体 【スケジュール(予定)】 随時 【対象経費】 直接経費	企画振興部	まちづくり推進課 市民協働・男女共同参画推進係	0973-22-7515
3	周辺地域活性化対策事業費補助金	18,580	補助	3/5	【概要】 市内周辺部地域の住民が行う地域活性化事業に対し、費用の一部の助成を行う。 (限られた地域を対象) 【採択本数】 予算による 【事業費】 上限50万円/団体 【スケジュール(予定)】 随時 【対象経費】 団体経費・食糧費・積立を除く経費	企画振興部	まちづくり推進課 地域活動支援係	0973-22-8356
4	周辺地域活性化対策事業費補助金		補助	4/5	【概要】 市内周辺部地域の住民が行う地域活性化事業に対し、費用の一部の助成を行う。 (地域全体の振興に寄与) 【採択本数】 予算による 【事業費】 上限50万円/団体 【スケジュール(予定)】 随時 【対象経費】 団体経費・食糧費・積立を除く経費	企画振興部	まちづくり推進課 地域活動支援係	0973-22-8356

<佐伯市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	食のまちづくり推進活動補助金	1,680	補助	10/10	<p>【概要】 佐伯市食育推進計画に基づき、市民団体等が行う食育推進活動に対して支援を行う。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【補助額】 基本上限額15万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始→4月末プレゼン審査会→5月事業開始→年度内に実績報告</p> <p>【対象経費】 備品購入、食糧費、団体の運営経費を除く活動に資する直接経費</p>	観光ブランド推進課	ブランド推進課 (ブランド推進係)	0972-22-4673
2	地域女性活躍推進事業	300	補助	10/10	<p>【概要】 市民団体等が行う男女共同参画推進に資する活動に対して支援を行う。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【事業費】 基本上限額10万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始→6月プレゼン審査会→7月事業開始→年度内に実績報告</p> <p>【対象経費】 備品購入、食糧費、団体の運営経費を除く活動に資する直接経費</p>	福祉保健部	福祉保健企画課 (人権推進・男女共同参画係)	0972-22-3085

<臼杵市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	臼杵市まちづくり団体活動支援事業	700	補助	1/2	<p>【概要】</p> <p>臼杵市民が組織するまちづくり団体が行う非営利かつ公益性の高い活動に対して支援する。</p> <p>次の条件すべてに該当する団体を対象とする。</p> <p>(1) 5人以上の構成員で組織し、代表者を定めていること。</p> <p>(2) 今後3年以上の活動計画があること。</p> <p>(3) 活動拠点及び活動場所が臼杵市内であること。</p> <p>(4) 年間の活動計画及び収支が明らかであること。</p> <p>(5) 年間の収入のうち、国や地方公共団体、法人等からの補助金等が3分の1以内で、かつ、事業収入が3分の1以内であること。</p> <p>(6) 年間の支出のうち、人件費支出がないこと。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内であれば制限なし。</p> <p>【補助額】 最大10万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 随時募集受付</p> <p>【対象経費】 人件費、飲食費以外</p>	-	秘書・総合政策課 企画グループ	0972-63-1111

<津久見市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	まちづくり推進事業	600	補助	(1年目) 10/10 (2年目) 9/10 (3年目) 8/10	【概要】 市報による事業実施団体を募集 【採択本数】 まちづくり推進事業 3団体 【委託・補助額】 20万円/団体 【スケジュール（予定）】 5月募集開始⇒6月審査⇒事業実施 【対象経費】 食糧費・備品購入費等を除く直接経費	-	商工観光・定住 推進課	0972-82-2655

<竹田市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	竹田市元気づくり支援 事業	3,200	補助	1/2以内又は 10/10以内	【概要】 地域の元気づくりを目指した持続効果のある事業に補助を行う。 【事業主体】 自治会及び公共的な活動を営む団体等 【補助額】 補助対象経費の1/2、または公共性が高く地域の活性化を図るため必要と認める事業10/10以内 【スケジュール（予定）】 4～5月中旬募集⇒6月内示通知後、交付申請・事業着手⇒～3月31日事業実施・実績報告 【対象経費】 食糧費を除く直接経費	-	総合政策課 まちづくり推進 係	0974-63-4801
2	竹田市若者交流促進事 業	400	補助	10/10	【概要】 独身男女の出会いの場を創出する交流会等のイベント開催事業に補助を行う。 【事業主体】 市内に事務所等の拠点を有し、主として市内で活動を行う団体 【補助額】 上限20万円 【スケジュール（予定）】 4/1より随時募集（予算がなくなり次第受付終了） 【対象経費】 報償費、旅費、消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、通信費、広告料、保険料、使用料 及び賃借料	-	総合政策課 まちづくり推進 係	0974-63-4801

<豊後高田市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	ふるさと市町村圏基金 活用事業 (※豊後高田市・宇佐 市で構成する宇佐・高 田広域協議会が実施主 体)	-	補助	1/2	【概要】 まちづくりに関する提案をNPO等から応募する。 【補助額】 上限50万円 【スケジュール（予定）】 令和6年4月～ 募集 令和6年5月～ 交付決定、事業開始 【対象経費】 備品購入費を除く直接経費	-	企画情報課 政策企画係	0978- 25-6393

<宇佐市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	支え合い訪問サービス 事業	240	補助	10/10	【概要】 高齢者の生活支援（総合事業の訪問型サービスB）に取り組む、住民主体で結成される団体に対し、必要な経費の一部を補助する。 【採択本数】 1団体 【補助額】 上限額：（初回）24万円／（2年目～）12万円 【スケジュール（予定）】 随時 【対象経費】 備品購入費、運営に係る間接経費等	福祉保健部	介護保険課高齢 者支援係	0978- 27-8150
2	がんばる団体応援事業	1,800	補助	10/10	【概要】 地域活性化に資する取り組みを行う市民活動団体が主体的に実施する事業に対し、必要な経費を補助する。 【採択本数】 審査委員会の審査により決定 【補助額】 最大30万円／団体 【スケジュール（予定）】 4月募集開始⇒5月審査⇒6月～事業実施 【対象経費】 補助対象事業の実施に直接必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金）	総務部	まちづくり推進 課コミュニティ 係	0978- 27-8237

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
3	婚活イベント開催事業	600	補助	10/10	<p>【概要】 結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出する事業を実施する団体に対し、交流会等のイベント開催に必要な経費を補助する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【補助額】 最大20万円/団体(2回以上の継続イベントを開催する場合には最大40万円/団体)</p> <p>【スケジュール（予定）】 4月募集開始⇒5月審査⇒6月～事業実施</p> <p>【対象経費】 補助対象事業の実施に直接必要な経費（報償費、旅費、消耗品費、食糧費、[※1/2補助、限度額あり]、燃料費、印刷製本費、通信費、広告料、保険料、使用料、賃借料、原材料費）</p>	総務部	まちづくり推進課コミュニティ係	0978-27-8237

<豊後大野市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	市民提案型協働のまちづくり活動推進事業 ①一般コース ②学生コース	3,000	補助	①9/10 ②10/10	<p>【概要】 市民活動等の先駆性や柔軟性を生かしたアイデアやノウハウによって、団体が自らの企画提案による事業を実施し、その経費に対して、補助金を交付する。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 ①最大90万円/団体、②最大30万円/団体</p> <p>【スケジュール（予定）】 3～4月募集⇒5月審査⇒6月事業実施～</p> <p>【対象経費】 団体運営経費等を除く直接経費</p>	まちづくり推進課	地域振興係	0974-22-1004

<由布市>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	ふるさと市町村圏基金活用事業 (※豊後高田市・宇佐市で構成する宇佐・高田広域協議会が実施主体)	-	補助	1/2	<p>【概要】 まちづくりに関する提案をNPO等から応募する。</p> <p>【補助額】 上限50万円</p> <p>【スケジュール（予定）】 令和6年4月～ 募集 令和6年5月～ 交付決定、事業開始</p> <p>【対象経費】 備品購入費を除く直接経費</p>	-	企画情報課 政策企画係	0978-25-6393

<九重町>

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	結婚活動支援事業	150	補助	2/3又は1人3千円の金額の低い方	<p>【概要】 町内在住者が主体となって取り組む結婚活動支援事業に対し、費用の一部を補助</p> <p>【事業主体】 町内に事務所又は事務局を置く団体</p> <p>【補助額】 予算の範囲内</p> <p>【スケジュール（予定）】 随時募集（予算がなくなり次第終了）</p> <p>【対象事業】 男女の出会いの機会を創出し、結婚活動支援に寄与する事業</p>	-	まちづくり推進課 地域振興グループ	0973-76-3807
2	まちの担い手応援事業	2200	補助	1/2～9/10	<p>【概要】 幅広い視野と優秀な技術及び能力を身に付け、まちの担い手として主体的なまちづくりに関わりたい人に対し補助</p> <p>【採択本数】</p> <p>【補助額】 予算の範囲内</p> <p>【スケジュール（予定）】 申請⇒審査⇒事業実施 年4回募集（5月末、7月末、9月末、11月末） ※予算がなくなり次第終了</p> <p>【対象事業】</p> <p>①地域づくり 自信と誇りを持てる地域づくりを目的とする研修等</p> <p>②ものづくり 地場産業の活性化につながる技術研修等</p> <p>③国際交流 国際的資質ともに、交流により相互理解を深める研修等</p>	-	社会教育課 社会教育グループ	0973-76-3823

< 玖珠町 >

	事業名	予算 要求額 (千円)	補助 ・委託 の別	補助率 等	事業の概要（補助・委託要件、対象経費等説明）	部局	所属名	問合せ先
1	玖珠町住民が創る「くす魅力化向上」事業補助金	3,000	補助	1/4～10/10 (対象区分により異なる)	<p>【概要】 住民が身近な公共的課題について、住民自らがチャレンジし実践する活動を支援する補助制度。対象となる団体は、玖珠町在住者又は将来にわたり玖珠町のまちづくり・活性化等に精進できると認められる者等で構成された団体で①一般枠、②学生枠、③童話の里理念枠に区分し、実施する事業に対し、それぞれの補助率・補助上限額内で支援。</p> <p>【採択本数】 予算の範囲内</p> <p>【委託・補助額】 上限20万円～100万円/団体(区分により異なる)</p> <p>【スケジュール（予定）】 随時</p> <p>【対象経費】 事業にかかる直接経費等(別途詳細な規定あり)</p>		みらい創生課 企画・SDGs推進班	0973-72-1151

企業・財団の助成プログラム（１）

年賀寄附金配分事業 （日本郵便）



日本郵便 年賀寄付金配分事業のご紹介

日本郵便株式会社



NPOの資金の種類

◆NPOの資金は大きく分けて7種類

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ 本来事業での対価（委託費を含む）
- ④ 非本来事業での対価（チャリティーイベントなど）
- ⑤ 助成金 ← 今日はコレ
- ⑥ 補助金
- ⑦ 借入金



プロローグ1 民間助成金の種類と年賀寄付金助成の位置付け

☆助成金の種類

○印は年賀寄付金助成

【募集方法】	○一般公募	計画額	企画提案
【募集時期】	毎月	年複数回	○年1回
【対象事業】	○事業助成	組織基盤助成	
【人件費】	○あり	なし	
【自己負担】	必要	○不要	
【支払方法】	○前払い	精算払い	
【伴走支援】	あり	○なし	
【計画変更】	あり	○なし	
【選考方法】	事務局審査	○選考委員会	その他（投票等）
【助成期間】	○単年度	複数年度	
【継続申請】	1回のみ	○隔年	連続あり

プロローグ2 申請前に知っていただきたい点

☆助成する側と助成先団体はパートナー

助成する側にもミッション（目的）があり、助成先の団体はそのミッションを実現するためのパートナーという位置付けです。

☆団体の経常業務に掛かる団体の管理費的な資金は助成の対象外

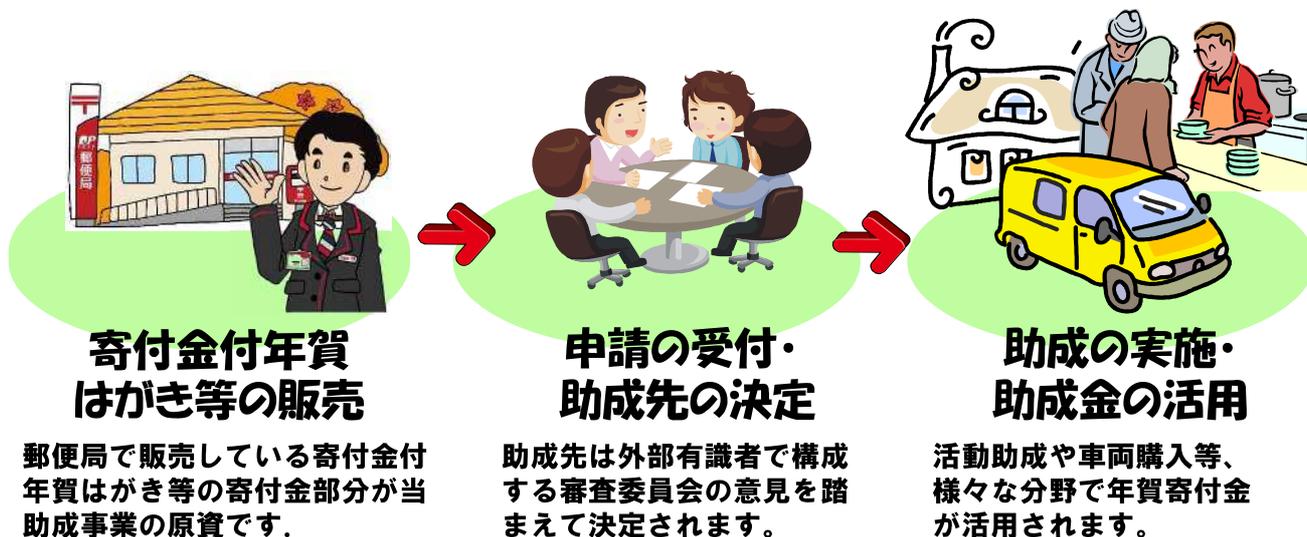
管理費を助成金で充当しようとするれば、団体の自立や継続性を阻害する恐れがあります。新しい事業展開や事業拡大について申請してください。

☆助成金によるインパクト（効果）

助成金によってどのような効果があるのか（インパクト）を重視します。単なる老朽化等による施設改修や機器／車両購入ではなく、それに伴う効果を明らかにしてください。

I 日本郵便年賀寄付金配分事業の概要 (1)

日本郵便では寄付金が付加された年賀はがき・年賀切手を販売し、お客さまから寄付金をお預かりしています。お預かりした寄付金を原資に「社会福祉の増進」や「青少年の健全育成」など、対象となる10の事業を行う団体に対して、公募により助成を行っています。



I 日本郵便年賀寄付金配分事業の概要 (2)

日本郵便の年賀寄付金による社会貢献事業助成の特徴

幅広い事業分野

社会福祉の増進、被災地の復興や予防、地球環境の保全から文化財の保護など、幅広い事業分野の申請が可能

活動・物品購入助成

申請事業に関する人件費を含む活動助成だけでなく、機器や車両などの物品購入のみの分野にも助成

日本郵便年賀寄付金配分事業の概要 (3)

日本郵便年賀寄付金配分事業は法令に基づいて実施しています。

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年11月14日法律第224号）

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年9月29日政令第279号）

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成15年1月14日総務省令第7号）



II 日本郵便年賀寄付金配分事業の歴史

戦後の混乱が続く1949年（昭和24年）、国民の福祉の増進を図ることを目的として寄付金付の年賀はがきが発行されました。

現在では日本固有の寄付文化として発展してきており、2023年度は151団体に約2.4億円を助成しています。

通常63円の年賀はがきに5円分の寄付金を付加して販売。当事業の原資となります。年賀はがきの他にも、3円分の寄付金が付加された年賀切手も販売しています。



Ⅲ スケジュール(1)～公募から採択まで～

1 公募のお知らせ

【8月末頃】翌年度の日本郵便年賀寄付金配分事業についての報道発表を実施します。



2 申請

【9月～11月頃】公募期間中に申請を行ってください。当配分申請には事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書が必要となります。2021年度の公募から弊社Webサイトでの申請となっています。



3 審査

【12月～翌年1月頃】外部有識者による審査委員会等を経て、配分先団体案を決定します。



4 総務大臣認可 ・助成先の決定

【3月末頃】総務大臣の認可により配分団体が正式に決定し、採択が通知されます。

スケジュール(2)～計画提出から事業実施、監査まで～

5 実施計画書の提出

【4月】採択となった事業の具体的な推進計画を提出していただきます。



6 事業実施

【4月～翌年3月(当年度中)】計画書に遺漏がなければいよいよ事業を実施します。



7 完了会計報告

【事業完了次第】事業が完了したら、すみやかに完了会計報告書を提出します。



8 自己評価

【翌年4月以降】翌年度、実施した事業についての自己評価を行います。



9 使途監査

【翌年度中】弊社から訪問し、適正な使用がされているか、実施後の活用状況がどうなっているか確認のための使途監査を実施します。

IV 2024年度日本郵便年賀寄付金配分団体の公募について(1)

1. 申請受付期間

2023年 9月 11日(月) ~ 2023年 11月 2日(木)【当日消印有効】

2. 配分事業の範囲(10の事業範囲)

社会福祉の増進	文化財の保護
風水害・震災等、非常時災害時の救助・災害の予防	青少年健全育成のための社会教育
がん、結核、小児まひなどの研究・治療・予防	健康増進のためのスポーツ振興
原子爆弾の被爆者への治療と援助	開発途上地域からの留学生・研究生の援護
交通事故・水難の救助・防止	地球環境の保全

2024年度日本郵便年賀寄付金配分団体の公募について(2)

3. 配分事業の申請分野

申請分野は、一般枠の5分野と特別枠です。

【一般枠】

活動・一般プログラム (最高500万円)

団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベントまたは新規事業を支援します。

活動・チャレンジプログラム (最高50万円)

他の区分と異なり、毎年申請と審査を条件とし、4年間継続して助成を受けることが可能です。

施設改修(最高500万円)

必要な施設の改修等を支援します。

機器購入(最高500万円)

車両以外の機器の購入を支援します。

車両購入(最高500万円)

車両の購入を支援します。

【特別枠】

東日本大震災、令和元年台風19号及び
令和2年7月豪雨災害の被災者救助・予防(復興)

2024年度日本郵便年賀寄付金配分団体の公募について (3)

4. 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人であって、申請直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人です。

【一般枠】

社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

【特別枠】

一般枠申請可能団体に加え、営利を目的としない法人（生協法人、学校法人等）

2024年度日本郵便年賀寄付金配分団体の公募について (4)

5. 事業実施期間

事業の実施期間は、2024年4月～2025年3月までの1年間です。

6. 連続年配分の制限

活動・チャレンジ及び特別枠を除いて、2年連続して同一法人（団体）が助成を受けることはできません。

前回 (2023年度) 助成を受けた分野		今回 (2024年度) 申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠のみ
	活動・チャレンジプログラム (1年目から3年目まで)	活動・チャレンジプログラムの継続申請 (2～4年目) の他、他の一般枠 (活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入) 及び特別枠
	活動・チャレンジプログラム (4年目)	特別枠のみ
特別枠	特別枠	一般枠全て及び特別枠

V 審査ポイント (1)

申請事業に期待する4つの項目

先駆性 → 先駆性が高く発展性のある事業

社会性 → 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業

実現性 → 事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業

緊急性 → 緊急性の高い事業

審査ポイント (2)

加味する3つの定量的条件

申請配分額 → 申請配分額がより小さい方を優先

自己負担率 → 申請事業の事業費総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先

次期繰越
剰余金 → 団体の前年度決算における次期繰越剰余金のより小さい方を優先

VI 申請書作成のポイント(1)

◆申請書の最低限のルール

<申請要領を守る>

必須書類の添付、申請書類の様式、文字数制限など

◆ポイント

① 誰にでもわかる表現で

×：専門用語 ○：中学生が理解できる程度

② 要点は簡潔、実施内容は明確に

×：課題が詳細 ○：解決策を詳細に（知りたいのは「解決策」）

③ 申請事業の先駆性、社会性、実現性、緊急性をアピール

×：空欄

申請書作成のポイント(2)

◆ポイント

④ 明確な成果目標と、その後の展望も

→ 成果目標は必ず具体的な数値で記載（例：就労支援施設）

×：～の導入で、生産性向上と賃金アップを目指す。

○：～の導入で1日当りの生産個数を10個(50個→60個)増加し、1か月当たりの賃金を1万円(5万→6万)増加する。

⑤ 申請書全体の連動性を確認（事業内容、スケジュール、予算）

×：対象者50人に対して予算は200人分

⑥ 予算の算出根拠は詳細に

×：一式〇〇万円 ○：単価×個数

⑦ 申請前に最終確認

×：誤字、脱字 ○：複数人でチェックし内容共有

VII よくある質問(1)

質問1 大臣または都道府県知事の意見書はどのように入手すれば良いですか？

(答)

申請事業内容によって意見書の発行元が異なりますので、申請する事業を所管する部署等(申請する団体を所管する部署ではありません。)に直接ご相談をお願いいたします。

まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよろしいかと思えます。

質問2 ○○○○を実施したいのですが、申請対象になりますか？

(答)

配分事業の範囲は、社会福祉の増進など法令で定める10の事業分野に該当するものとなりますが、ご検討いただいている事業が申請対象となるか確認したい場合は、詳しい申請内容を事務局にご連絡いただければ、対象可否を確認の上、お答えいたします。

※ Q&Aは、年賀寄付金Webサイトにも掲載しています。(https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html)

VII よくある質問(2)

質問3 他の助成金、補助金と併用はできますか？

(答)

2つ以上の助成団体から採択になった場合、日本郵便の助成金を選択される場合は、他の助成金と併用はできません。

ただし、申請については複数団体に提出可能です。

質問4 同じ事業の中で、『車両購入』と『施設改修』など、2つの分野を同時申請できますか？

(答)

同じ事業の中で、申請したい分野が2つ以上ある場合は、どちらか1つの分野を選択し申請いただきます。

『1団体、1件の申請』です。

※ Q&Aは、年賀寄付金Webサイトにも掲載しています。(https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html)

よくある質問 (3)

質問5 ウクライナ支援など、海外で実施される活動に対して助成金は申請できますか？

(答)

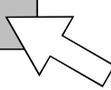
日本郵便の助成金は、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業などは、国内で行われる事業として対象です。

※ Q&Aは、年賀寄付金Webサイトにも掲載しています。(https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html)

**申請・事前相談大歓迎です！
お気軽にお問い合わせください！**

年賀寄付金

検索 

日本郵便株式会社 年賀寄付金事務局
<http://www.post.japanpost.jp/kifu>
TEL 03-3477-0567

2024年度 年賀寄付金助成金 申請ガイド① (配分申請要領)

1枚のはがきから始まる社会貢献。
地域の皆さまへ笑顔をお届けする年賀寄付金



配分団体公募期間

2023年9月11日(月)～同年11月2日(木)

別紙

申請から配分事業終了までの流れ



※●は申請団体で行っていただくものです。

事業の期間は、年賀寄付金を配分することが決定した日以降に実施し、2025年3月までに完了するものを対象とします。

目次

1. 日本郵便年賀寄付金助成金の趣旨	1
2. 助成プログラム	2～4
(1) 申請可能事業	
(2) 助成分野、助成期間、助成金額、助成対象費目	
(3) 申請可能団体	
3. 申請について	5
(1) 申請期間	
(2) 申請方法	
(3) 助成金説明会と事前相談	
(4) 申請にあたっての注意事項	
4. 審査について	6～8
(1) 審査方法	
(2) 申請事業に期待する項目および優先度合い	
(3) 審査のポイント	
(4) 定量的要件の配慮	
(5) 配分の決定と通知の時期等	

1. 日本郵便年賀寄付金助成金の趣旨

- 年賀寄付金の始まりは、戦後の復興間もない1949年です。国民の福祉の増進を図ることを目指して、「寄付金付お年玉付郵便はがき」の発行からスタートしました。
- 74年の歴史がある年賀寄付金の目的は、地域や社会の課題解決に取り組む団体を支援することです。時代の移り変わりに伴い寄付の配分対象となる事業範囲が拡大されながら、さまざまな活動を通して地域に役立っています。
- 年賀寄付金は、お客さまにご購入いただいた寄付金付「年賀はがき・年賀切手」の販売金額に含まれており、集まった寄付金は、一旦、日本郵便がお預かりし、非営利の活動団体への配分を通じて、地域の貢献活動に活かされています。
- 以下大きく分けて2つの枠を設けて助成を実施します。

◀2024年度助成枠▶

- 1.一般枠
- 2.特別枠

- 年賀寄付金は、はがきや切手という必要なものを買う行為が寄付に直結するので、誰もが気軽に参加できる制度です。
- 年賀はがきを通じた寄付は、人生で初めて寄付をする経験になる方もいるかもしれません。もっと年賀寄付金の理解が広まって、お客さまから、「寄付金になるのであれば、こちらのはがきを買うわ」と言っていただけのように取り組んでまいります。

2. 助成プログラム

(1) 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された10の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款または寄付行為に基づいて行う事業とします。



日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。また、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業などは、国内で行われる事業として対象とします。

2

(2) 助成分野、助成期間、助成金額、助成対象費目

助成分野

一般枠

活動・一般プログラム

公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベントまたは新規事業を支援

活動・チャレンジプログラム（※）

公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント～50万円までまたは新規事業を支援

施設改修

公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な施設の改修などを支援

機器購入

公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な車両以外の機器の購入を支援

車両購入

公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために車両の購入を支援

特別枠

東日本大震災、令和元年台風19号および令和2年7月豪雨の被災者救助・予防（復興）活動・施設・機器・車両の区分はありません。

助成期間

2024年4月1日（配分決定後）～2025年3月31日

申請可能額

活動・チャレンジ以外 上限500万円/件
活動・チャレンジ 上限50万円/件

助成対象費目

活動に必要な費用

※詳細は別冊『2024年度 日本郵便年賀寄付金配分事業活動分野配分対象経費基準をご確認ください。』

（※）活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分のすそ野が広がることを企図しています。そのため、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能となっています。4年間継続せずに単年度で完了することや、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です。詳細は「申請を行う団体が読むガイド」P04「04 連続年配分の制限」を参照してください。

3

(3) 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 または特定非営利活動法人（NPO 法人）
特別枠	一般枠配分団体に加え、営利を目的としない法人 （例：生協法人、学校法人など）



日本郵便 年賀寄付金

1. 申請可能団体は上記表に掲げる法人であること。
2. 申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人であること。
3. 法令に定める事業報告書などの作成、提出など、法令上法人として求められる義務を順守していること。

3. 申請について

(1) 申請期間

2023年9月11日（月）～同年11月2日（木）

(2) 申請方法

日本郵便Webサイト内にある「申請入力フォーム」から申請していただきます。

申請はWeb申請のみで、郵送では受付けておりません。

※申請前に、必ず「2024年度年賀寄付金助成金申請ガイド（申請要領）」をお読みください。

申請入力 フォーム への入力	①日本郵便Webサイト「年賀寄付金による社会貢献事業助成」 （ https://www.post.japanpost.jp/kifu/ ）にアクセス ②年賀寄付金による社会貢献事業助成の右側バナー「助成の申請について」の2024年度年賀寄付金配分事業のページから「申請入力フォーム」に入る ③申請入力フォームに必要な事項を入力、関係書類（定款等）をアップロードし、送信 ④入力完了した申請内容をダウンロードし、保存
意見書の 取得	入力した申請内容をもって、配分申請する事業を所管する大臣または都道府県知事などに意見書の作成を依頼
申請関係 書類の郵 送(2点)	・配分申請する事業を所管する大臣または都道府県知事などの意見書（原本） ・郵便はがき

(3) 助成金説明会及び事前相談

全国各地またはオンライン等で助成金説明会を実施予定です。
日時等決定次第Webサイト内に掲載いたします。

(4) 申請に当たっての注意事項

意見書の取得には2週間程度要する場合がありますので、早めに対応してください。

4

5

4. 審査について

(1) 審査方法

審査方法申請事業に期待する項目及び定量的条件の配慮を踏まえて総合的に判断し、社外有識者による審査委員会において審査の上決定します。

(2) 申請事業に期待する項目および優先度合い

先駆性 **先駆性が高く発展性のある事業**
従来から行われている事業をそのまま実施するのではなく、従来の考え方にとらわれない新たな取り組みまたは事業プロセスの新たな改善などを行う事業であり、他の団体でも今後実施されるなどの発展性のあるもの。

社会性 **社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業**
大きな社会的課題となっているものまたは必要とされながら従来行われていなかったものなどの社会的要請・ニーズを充足する事業であり、その事業が実施されることにより、他でも同様の事業が実施されやすくなるなどの波及効果が高いもの。事業を実施する者の事業の効率性や安全性が向上するものも含む。

実現性 **事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業**
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模および収支規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置、自己負担金および運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が定量的・定性的に明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現性が高く継続・発展が見込めるもの。

緊急性 **緊急性の高い事業**
ここ1年間の事業年度内に実施する必要性が高いもの。

※上記の4項目については、審査の際に重要な判断材料となる項目です。団体の事業全体についてではなく、申請される事業内容について、入力してください。

6

(3) 審査のポイント

- ・施設改修、機器購入および車両購入については、単なる老朽化による改修・更改よりも新規事業の実施および事業の拡大などに伴う改修・配備ならびに事故や天災などに伴う改修・更改の方が高く評価されます。
- ・活動（一般・チャレンジ）及び特別枠については、ここ数年で増加・甚大化する自然災害などを念頭に、リスク発生時の代替案や対応策を織り込む方が高く評価されます。
- ・事業内容に対して、適切な効果・成果目標及びその根拠を記載している事業の方が高く評価されます。
- ・**先駆性・社会性・実現性・緊急性は、施設改修、機器購入および車両購入時に関する内容だけでなく、その後の活動における活用用途（見込み）も記載してください。**

《目標に関する記載例》

事業内容	事業内容 コロナ禍で勉強等に不安や悩みを抱える学生向け学習支援プログラムの改善
成果目標	勉強等への不安や悩みの軽減・改善
数値目標	対前年比160%の参加者の不安・悩みを軽減・改善（昨年度した同様の事業では、事業参加前、終了後におけるアンケートにより、参加者20名中10名（50%）の不安・悩みを軽減・改善。本事業においては、助成金により学習支援プログラムの充実を図り、参加者20名中16名（80%）の不安・悩みの軽減・改善を目指す。）

7

(4) 定量的要件への配慮

上記(2)に加えて、以下の定量的条件が選択要件に加味されます。

申請額がより小さい団体を優先

できる限り多くの団体に配分するため。

申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い団体を優先

事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体。

団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい団体を優先

財政状況を踏まえ配分の必要性がより高い団体。

(5) 配分の決定と通知の時期等

配分決定時期 2024年3月末（予定）

通知方法

採否結果を書面又はメールにてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額などを当社Webサイトなどで公表

留意事項

- ・審査の結果、申請額を減額査定し配分金額を決定することがあります。
- ・採択決定後、配分事業実施期間内に年賀寄付金贈呈式を実施いたします。詳細は決定後に通知します（施設改修、機器購入および車両購入については、贈呈式の実施が採択の条件となります。）。
- ・審査の過程において、年賀寄付金事務局から申請事業内容などの確認のため、申請入力フォームに記載されている実施責任者にご連絡する場合があります。
- ・お送りいただきました申請関係書類などは返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・選考内容、採否の理由に関するお問い合わせには一切お答えできません。

2024年度 年賀寄付金助成金 申請ガイド② (配分申請要領)

～ 申請を行う団体が読むガイド ～

申請を行う団体は本資料を最後までお読みください。

配分団体公募期間

2023年9月11日（月）～同年11月2日（木）

目次

01. 法令に規定された10の事業	1
02. これまでの申請事業の例	2
03. 対象となる経費	3
04. 連続年配分の制限	4
05. 申請方法	5
06. 申請入力フォームへの入力	6
07. 申請入力フォームへの入力-繰越剰余金-	7
08. 申請入力フォームへの入力-よく利用する郵便局-	8
09. 郵送が必要な申請関係書類	9
10. 書類の提出先及び郵送方法	10
11. 反社会的勢力の排除①②	11~12
12. 申請に当たっての留意事項	13
13. 活動分野配分対象経費基準	14~20
14. お問い合わせ先	21
別紙 提出書類データのアップロード方法	22

01

法令（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項）に規定された10の事業

- 1 社会福祉の増進を目的とする事業
- 2 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 3 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 4 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 5 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 6 文化財の保護を行う事業
- 7 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 8 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 9 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 10 地球環境の保全を図るために行う事業
(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)

02

これまでの申請事業の例

助成分野	事業例
社会福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親とこどもの困難・貧困解消のためのサポート事業 障がい者の社会参加の機会拡充のためのアート活動事業 「中途視覚障害者に対する点字学習指導法研修会」実施事業 高齢者の地域での自立生活のためのフレイル予防講習および社会参加を促す自助・互助を可能とする人材養成事業
非常災害時の被災者の救助・災害の予防	<ul style="list-style-type: none"> 障がい当事者も参加した防災学習、防災訓練事業 要配慮者などにやさしい避難所づくりのための学習、訓練事業 災害時の社会の脆弱性改善のための学校と地域をつなぐ防災教育事業 被災地域住民を対象とした対面・オンライン併用による健康啓発サロンの開催と地域在住支援者の育成
がん、結核、小児まひその他の特効的な疾病の予防	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者の入院前新型コロナウイルス抗原検査のためのPCR検査機器拡充事業
原子爆弾の被爆者の治療その他の援助	<ul style="list-style-type: none"> 原爆被害者に対する健診による調査および被爆二世に対する健診調査で使用する一般エックス線撮影装置の整備事業 被爆二世臨床調査の血液生化学検査のための自動分析機器の整備事業
交通事故、水難の救助・防止	<ul style="list-style-type: none"> 水難事故防止・海上での災害時の救助 シーマンリーダの育成等の事業・交通事故を減少させ、高齢期を健康に生きるための運転免許返納支援活動事業
文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> 国登録文化財 慧日寺方丈茅葺工事と茅葺技術研修事業 世界文化遺産 三池炭鉱で使用された日本在来馬の顕彰、保護、共生を目的とした調査・啓発事業
青少年健全育成のための社会教育	<ul style="list-style-type: none"> 不登校や発達障害等の要支援の子どもと健全な子どもとが共に学べるための教育支援事業 障がいを抱える子どもたちの学校における環境作りのための健康システムコーディネーター養成事業
健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員育成のための検定・研修事業 地域スポーツ振興のための室内トレーニング施設の改修事業
海外の地域からの留学生、研修生の援護	<ul style="list-style-type: none"> 外国人介護技能実習生を対象に、日本語能力向上と我が国の文化・歴史学習のための書籍整備事業 海外からの留学生・技能実習生への日本で就労するための日本語能力向上支援事業
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 海洋ゴミ発生抑制のための遠州灘海岸におけるマイクロプラスチックゼロプロジェクト 日本の自然環境・生活環境を保全するための富士山頂・山麓における越境大気汚染物質の観測事業

2

03

対象となる経費

助成分野	対象経費
活動・一般活動・チャレンジ	<ol style="list-style-type: none"> 活動経費はP14-P20（以下「経費基準」といいます。）の範囲内とします。 経費基準に記載された配分対象外経費は、事業総額、申請額または自己資金額のいずれにも計上できません。
施設改修	<ol style="list-style-type: none"> 建物と外構が配分対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根などの修復、間取りの変更工事、水回り工事および耐震工事が配分対象です。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置などの設置もしくは修復工事または工事の伴う水泳プール、ピオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウスなどに関わる工事が配分対象です。 ※建物、土地と一体とみなされるものの設備の設置は「施設改修」となります。単体で取り外しや移動が容易にできるもの（照明器具、固定しない遊具など）については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。 自ら所有する施設または公的施設を配分対象とします。借用地の改修については、原則として、貸主と団体との間で、有償、無償を問わず、5年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、2024年4月1日時点において残存契約期間が3年以上であるものを対象とします。なお、文化財の補修などの場合は、その限りではありません。
機器購入	<ol style="list-style-type: none"> 機器本体費用および設置工事費用が配分対象です。 配備後、自ら所有・使用するものとし、リースおよびレンタルによる配備や中古品の購入は配分対象外です。 申請事業に使用が想定されない、または団体の経常活動に使用する一般的な事務機器類（パソコン、コピー機など）は配分対象外です。
車両購入	<ol style="list-style-type: none"> 購入する車両は1台のみとし、車両本体価格およびその消費税を配分対象とします。付属品およびオプション品の購入費用並びに税金および登録諸費用は配分対象外です。見積書および事業完了時の領収書は、車両本体価格およびその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。 配備後、自ら所有・使用するものとし、リースおよびレンタルによる配備は配分対象外です。ただし、中古車の購入は対象となります。
東日本大震災、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者救助・予防（復興）	<ol style="list-style-type: none"> 活動、施設改修、機器購入または車両購入の区分はありませんが、活動については、別冊の経費基準の範囲内とします。 また、施設改修、機器購入または車両購入を含めて申請することができます。その場合、上記「施設改修」、「機器購入」または「車両購入」の対象経費を準用してください。

一般枠

特別枠

3

04

連続年配分の制限

- ・連続年配分の制限 広く多くの団体に年賀寄付金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラムおよび特別枠を除いて2年連続して同一団体（法人）が配分を受けることはできません。
- ・前回配分を受けた分野により、今回申請可能な分野が異なりますので、次表を確認してください。

前回配分を受けた団体の今回申請可能な分野

	前回（2023年度）配分を受けた分野	今回（2024年度）申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠のみ
	活動・チャレンジプログラム（1年目から3年目まで）	活動・チャレンジプログラムの継続申請（2年目から4年目）の他、他の一般枠（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）および特別枠
	活動・チャレンジプログラム（4年目）	特別枠のみ
特別枠	特別枠	一般枠全ておよび特別枠

05

申請方法

- ・2024年度日本郵便年賀寄付金配分申請は、日本郵便年賀寄付金Webサイトの申請入力フォームにより申請及び関係書類をアップロードしてください。
- ・日本郵便年賀寄付金Webサイトでの申請及び関係書類のアップロード後、配分申請する事業を所管する大臣または都道府県知事などの意見書（原本）および郵便はがきを事務局に郵送で提出してください。
- ・なお、日本郵便年賀寄付金Webサイトでの申請および送付書類がそろった時点で、申請の受け付けが完了します（日本郵便年賀寄付金Webサイトでの申請及び関係書類のアップロードまたは書類送付のどちらか一方だけでは、受け付けが完了していませんので、ご注意ください。）。

06

申請入力フォームへの入力

- ・審査は申請入力フォームの入力内容により行いますので、本資料および申請入力フォームの注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。
- ・以下の書類は申請入力フォームから「別紙」を参考にアップロードしてください。
- ・郵送での提出は、原則、受け付けいたしません。

申請入力フォームからデータでアップロードするもの

全分野共通	ア 申請する団体の定款または寄付行為（写し）（*1）
	イ 2022年度申請団体収支決算書（写し）（*1）（*2）
	ウ 2023年度申請団体収支予算書（写し）（*2）
	エ 必要な見積書（写し） （複数の事業者からの相互見積り。）（*3）
公益法人のみ	オ 事業報告等に係る提出書類の別紙1「運営組織及び事業活動の状況の概要等について」（写し）
施設改修分野のみ	カ 施設改修を行う内容が具体的に分かる改修施設の図面又は改修箇所の写真
	キ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）
	ク 文化財の保護事業の申請の場合は配分対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書など（写し）

- （*1）ア、イについては、NPO法人の場合は、内閣府NPO法人ポータルサイト（<https://www.npohomepage.go.jp/npoportal/>）に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO法人以外の団体の場合は、自団体のホームページなどに掲載されていることが望まれます。
- （*2）イ、ウについては、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合は公益法人会計基準に、また、NPO法人の場合はNPO法人会計基準に準拠していることが望まれます。
- （*3）見積書は必ず同一商品に対しての見積もりとしてください（領収書の額面が20万円以上となる場合）。

6

07

申請入力フォームの入力 -繰越剰余金-

申請入力フォームの「繰越剰余金」の入力欄は、直近の決算書などに記載された法人全体の次期繰越剰余金額を入力してください。法人が準拠している会計基準により、「次期繰越活動増減差額」、「遊休財産額」、「次期繰越商務財産額」、「翌年度繰越収支差額」および「繰越金合計」という用語で決算書などに記載されています。

会計基準ごとの金額を記載すべき箇所

準拠する会計基準	書類名	金額を記載すべき箇所
社会福祉法人会計基準	事業活動計算書	次期繰越活動増減差額
公益法人会計基準	事業報告等に係る提出書類の別紙1「運営組織及び事業活動の状況の概要等について」	遊休財産額
NPO法人会計基準	活動計算書	次期繰越正味財産額
学校法人会計基準	事業活動収支計算書	翌年度繰越収支差額
貸借対照表（更生保護法人の場合）	貸借対照表	繰越金合計

- ・上記以外の会計基準に準拠しているなどにより、記載すべき金額が不明などの場合は、日本郵便年賀寄付金担当までお問い合わせください。
- ・「繰越剰余金の予定使途」は、繰越剰余金の使途予定内容をできるだけ具体的に記載し、合計金額と一致させてください。
- ・予定使途の入力は必須であり、入力のないものは欠格となります。
- ・公益法人については、正味財産増減計算書における正味財産期末残高の入力をお願いします。
- ・財務状況について説明が必要な場合は、申請の背景などの入力欄に記載してください。

7

08

申請入力フォームの入力-よく利用する郵便局-

申請入力フォームのよく利用する郵便局の入力欄にご入力いただいた郵便局から連絡などを行うことがありますので、ご了承ください。

メモ

8

09

郵送が必要な申請関係書類

申請入力フォームでの入力・送信後に、次の申請関係書類を郵送してください。

①『配分申請する事業を所管する大臣または都道府県知事などの意見書（原本）』（*1）（*2）

②郵便はがき（*3）

- (*1) 申請する事業の所管が大臣・都道府県知事から権限が市区町村などに委譲されている場合、または教育委員会など大臣・都道府県知事の権限外の場合は、市区町村長などまたは教育長などの意見書が有効です。
- (*2) 意見書の入手には時間を要します。10月20日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。申請の際には、定款と申請書（写し）が必要です。申請の際の依頼例を日本郵便年賀 寄付金 Web サイトに掲載しています。<https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html>
- (*3) 申請書類を受領した旨を事務局から通知いたしますので、「実施責任者」の連絡先（住所）および氏名を宛名面に記載してください。

9

【申請関係書類の提出先】

〒100-8792
 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
 大手町プレイスウエストタワー
 日本郵便株式会社 総務室内
 年賀寄付金事務局 宛

- ・ 封筒表面に「申請関係書類在中」と朱書きで明記してください。
- ・ 受付期間は、2023年9月11日（月）から同年11月2日（木）（当日消印有効）までです。
- ・ 消印（差出）が2023年11月3日（金）以降の申請書類については、理由のいかんにかかわらず受理できません。

郵送方法

- ・ 必ず受付期間内に郵送してください。
- ・ 書類は折り曲げずに、そのまま入る封筒を使用し、次のいずれかの方法でお送りください。

- 特定記録郵便
- 簡易書留郵便
- レターバック
 （「レターバックプラス」または「レターバックライト」）

なお、申請に必要な書類が全て揃っていることを必ず確認の上、提出してください。特に「意見書」は入手のための余裕期間（おおむね2週間以上）を考慮して準備してください。

- ア 申請団体は、自己もしくは自己の役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の職員（以下「役員など」といいます。）または自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含みます。下記イおよびウにおいて同じです。）もしくはその役員などが次の各項目のいずれにも該当しないことを、日本郵便年賀寄付金 Web サイトの申請入力フォームにおける該当箇所により表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- （ア）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など、社会運動など標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団など、その他これらに準ずる者（以下「暴力団など」といいます。）であること。
 - （イ）暴力団などが経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （ウ）暴力団などが経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （エ）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団などを利用していると認められる関係を有すること。
 - （オ）暴力団などに対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （カ）暴力団などと社会的に非難されるべき関係を有すること。

【前記（ア）における用語の定義】

- 1 暴力団：その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的または常習的に暴力的不法行為などを行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 2 暴力団員：暴力団の構成員をいう。
- 3 暴力団準構成員：暴力団または暴力団員の一定の統制の下において、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為などを行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器などの供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- 4 暴力団関係企業：暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行などにおいて積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。
- 5 総会屋など：総会屋、会社ゴロなど企業などを対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為などを行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 6 社会運動など標ぼうゴロ：社会運動もしくは政治活動を飯籠し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為などを行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 7 特殊知能暴力集団など：前記1から6までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりがあり、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。

- イ 申請団体は、自己もしくは自己の役員などまたは自己の委託先もしくはその役員などが、自らまたは第三者を利用して、次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを、日本郵便 年賀寄付金Webサイトの申請入力フォームにおける該当箇所を確認していただきます。
- (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて日本郵便株式会社の信用を毀損し、または日本郵便株式会社の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各項目に準ずる行為
- ウ 日本郵便株式会社は、申請団体もしくは申請団体の役員または申請団体の委託先もしくはその役員などが、前記アの各項目のいずれかに該当し、もしくは前記イの各項目のいずれかに該当する行為をし、または前記アによる表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すことまたは配分金の返還を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

① 同一事業に対する他の助成金等の使用の禁止

年賀寄付金配分事業に他の助成団体などの補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄付金配分に申請した事業と同一の事業を他の助成団体に並行して申請することはかまいませんが、他の補助金・助成金の助成が決定した場合には、どちらかを選択していただくこととなりますので、必ず速やかに事務局にご連絡をお願いいたします。

② 再助成の禁止

申請事業は団体が自ら実施するものである必要があり、配分金を他に再助成する事業は配分対象外です。団体の責任において申請事業の一部を外部に委託することは可能です。

③ 不正団体の申請不可

過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体は申請不可とします。

④ 自己負担金の確保

自己負担金は、団体自らが確実に準備できる額としてください。申請時の自己負担金が準備できないなどの場合、辞退していただくこともあります。

⑤ 申請単位の遵守

申請は1団体（1法人）1件のみとします（1施設1申請ではありません。）。

⑥ 受益者等への配慮

整備する浴槽、配備する車両などが施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、年賀寄付金配分対象となっている10の事業の実施に直接つながる内容としてください。

13

活動分野配分対象経費基準

P14～P20は、年賀寄付金配分事業のうち、

- ・「活動・一般プログラム」
- ・「活動・チャレンジプログラム」
- ・「特別枠」

の各分野の活動の経費項目に関する基準などを定めたものです。

上記の3分野の申請を行おうとする団体の方は、次頁以降のA～Zの各項目の範囲内で事業内容を検討してください。

なお、この基準のほか、事務局が不適当と判断した経費については計上できません。

A

重要事項

- 1 各項目に記載された配分対象経費以外の経費は、配分申請書の経費内訳に計上できません。
- 2 申請内容に基づき、審査・決定をしているため、採択後は原則としてその内容の変更はできません。
- 3 「活動・一般プログラム」および「活動・チャレンジプログラム」については、活動を行う上での物品などの購入は差し支えありませんが、施設改修または車両購入に該当するものを活動に含めることはできません。
- 4 申請された経費は審査の段階で査定することがあります。
- 5 領収書の額面が20万円以上になると想定される経費は、複数の事業者からの相見積り、または入札としていただきます。申請関係書類として複数の事業者からの同一商品に対しての見積書を提出してください。なお、これには謝金、旅費交通費、会議費、会場借料または賞金は除きます。ただし、公共的な料金の場合は料金表を添付してください。
- 6 団体維持のための経常的経費（役職員の報酬・給与・通勤費、事務所経費、光熱費など）は対象外です。申請する事業に関する固有の経費のみが対象となります。配分決定後に判明した場合は配分金を返還していただきます。
- 7 配分事業との関連が薄いものや、市場価格から著しくかい離しているなど、コストの見直しが必要と判断した場合、事務局から事業費見直しの連絡をします。配分決定後に判明した場合は、配分金を返還していただきます。
- 8 お酒などのアルコール類の購入に関する経費は対象外です。
- 9 謝金および賞金を除く経費の支出に当たっては、支出先が日常的に当該業務を行っていることが前提となります（例：消耗品の購入は、日常的に消耗品を販売している事業者から購入してください。）。
- 10 記載内容については事務局からお問い合わせ、金額の査定・減額などの連絡をすることがあります。

イ 謝金

- ・申請事業において構築された委員会への委員の出席、現地調査、講師のセミナー講演など、原稿執筆者の執筆などへの謝金
- ・医師、看護師など専門職の臨時雇用
- ・その他謝金（翻訳、通訳などは「12 雑役務費」に計上してください。）
- ・申請団体の役員へは謝金は支出できません。ただし、非常勤役員で特に専門性の高い役員への謝金を支払う必要があるときは理由書を添付してください。
- ・金額は原則1人1回当たり5万円以内

【配分対象外経費】

専門家などを形式的に訪問した場合の謝礼/単なる打ち合わせにかかる謝礼/金券類・手土産による謝礼/調査対象者への謝礼/共催団体または共催団体の者への謝礼

ウ 旅費交通費

- ・講師、委員、事務局員などの会議開催場所、イベント開催場所などへの移動に要する交通費および宿泊料の実費相当分。ただし、交通費は交通機関、出発地・到着地、料金、人数などの詳細がない場合は対象外。グリーン車、ビジネスクラスなどは利用不可。
- ・駐車場料金、有料道路通行料金（長距離利用または代替道路がない場合）またはガソリン代（実際の走行距離分）
ただし、ガソリン代は※単価(1km 当たり)の記載がある団体規約の提出がない場合は対象外。
- ・レンタカー代（利用は公共交通機関がない場合、または公共交通機関よりも明らかに経済的な場合）
- ・宿泊料金は1泊1万円以内（宿泊料に食費は含みません。ただし、食費込み宿泊費以外の選択肢がないなど、食事代を分離できない場合を除きます。）
1万円を超える場合は全てが対象外。1万円分の補助ではありません。
- ・申請事業のためだけに従事する臨時雇用者（パートまたはアルバイト）等の通勤費は、旅費交通費ではなく、下記シ「賃金」として計上してください。

【配分対象外経費】

グリーン車・指定席、ビジネスクラスなど特別料金を含む場合の交通費（全額対象外）/宿泊に伴う食事代、電話代、クリーニング代など/
タクシー・ハイヤー代、お車代/Suica へのチャージなどプリペイドカード類/自団体の従業員の通勤手当/個人所有の車の借上料

16

エ 会議費

- ・会議場の簡単な茶菓および弁当程度の簡単な食事の購入に要する経費（茶菓1人1回500円以内、弁当1人1回1,000円以内）

【配分対象外経費】

飲食店での食事代/アルコール類/申請団体スタッフのみの打ち合わせ会合などの経費

オ 会場借料

- ・委員会、研修会、イベントなどの会場借上料、音響設備使用料など

【配分対象外経費】

申請団体が所有または賃借する施設や事務所の使用料（家賃）

カ 借料損料

- ・申請事業に関する物品の借上料（レンタル料、リース料など）およびこれに伴う運搬経費、設置調整費など

【配分対象外経費】

申請事業の実施に関わらない事務機器類（パソコン、コピー機など）および事務用品（書類棚、ラックなど）の賃借料

キ 印刷製本費

- ・チラシ、ポスター、報告書、封筒などの印刷経費（レイアウト、デザインなどの経費を含む）
- ・コピー代、印刷に関する消耗品代（用紙代、インク代など）
- ・折込広告などの場合は一括して「ケ広告宣伝費」に計上してください。
- ・報告書などの原案作成、原稿執筆経費などは「セ委託費」に計上し、印刷経費を含む報告書作成経費などと記載してください。
- ・個人的執筆は「イ 謝金」に計上してください。

17

ク

通信運搬費

- ・申請事業に関する報告書などの郵送料（日本郵便株式会社が提供するサービスに依る）
- ・機材などの運搬経費（貨物運搬用レンタカー代、駐車場料金、有料道路料金、実際の走行距離分のガソリン代など）。上記ウ「旅費交通費」の基準に準ずる。

【配分対象外経費】

申請事業以外の費用と混在しており、支出の証拠書類を分けることができない経費/電話料金/プロバイダー料金/日本郵便株式会社以外の他社商品による郵送料

ケ

広告宣伝費

- ・申請事業に関するイベントなどを行う際の周知のためのメディア掲載などの経費（例）折込広告費、新聞・雑誌・SNSなどへの広告料など（そのための企画料、原稿作成料、印刷などの経費を含みます。）

コ

消耗品費

- ・1件10万円未満の機器、材料費（例）用紙、封筒など、記録媒体、10万円未満のパソコンソフト、資料用図書、講習会などの教材、調理実習などを伴うイベントにおける材料費など

【配分対象外経費】

申請事業以外の費用と混在しており、支出に関する証拠書類を分けることができない経費/申請事業に使用が限定されない一般的な共通事務機器類（パソコン、コピー機など）および事務用品（筆記用具、書類類、ラックなど）/金券類

サ

什器備品費

- ・1件10万円を超える機器（理由書を添付してください。理由書が無い場合は対象外です。）

【配分対象外経費】

申請事業に使用が限定されない、または団体の経常活動に使用する一般的な事務機器類（エアコン、パソコン、コピー機など）

18

シ

賃金

- ・申請事業のためだけに従事する臨時雇用者（パートまたはアルバイト）の賃金及び通勤費（業務日報などで1日の中での業務、作業内容を明確にしてください。）
- ・申請団体の役員であるが、その者が団体の定常業務を離れて、申請事業に従事する場合には、申請事業に従事する実勤務時間数に対して賃金を計上することができます。
- ・完了会計報告では、賃金を受け取った方からの領収書（写し）と合わせて、次のことが記載された証拠書類を併せて提出してください。（具体的証拠書類の例示:賃金契約書、賃金台帳、勤務簿、業務日報、業務日誌、出勤簿などの写し）
 - (1) 支給対象者氏名
 - (2) 支給額（支給総額）、時給額
 - (3) 申請事業の業務に携わった日数と時間数
 - (4) 業務内容（申請事業に携わったことが明確にわかるもの、業務の日時が特定できることが必要です。）
 - (5) 社会保険料などの団体負担分や通勤費などを業分する際の積算根拠（申請事業の勤務時間比率により業分することができます。）
- ・時給額は1人1時間1,500円以内（ただし、地域別の最低賃金を下回るものは認められません。）
また、査定することがあります。

ス

雑役務費

- ・通訳、翻訳、手話通訳、要約筆記、預かり保育、議事録作成またはピアノ演奏などの専門的業務を専門家や専門機関などに依頼する経費
- ・雑役務費は査定することがあります。特に市場価格を超えると認識される場合は、理由書を添付してください。

セ

委託費

- ・事業の一部を外部に発注するもの。
（例）調査・分析業務、報告書原案の作成、イベントに関する外部委託、パソコンソフトやWebサイトなどの制作、文化財などの修復委託費

【配分対象外経費】

申請事業の企画、立案、実行などの全てを外部発注することはできません。企画は必ず配分団体が行ってください。

19

- P16~19項のいずれにも該当しない費用
(例) 振込手数料、収入印紙
など租税公課、イベント参加者の保険料、入場料など
- 活動、一般プログラムでカーボン・オフセット・クレジットの購入を含む場合のクレジットは、IVER、国内クレジットおよびJクレジットの3種類とします。その場合、適宜、次の項目を申請入力フォームの「活動事業費の内訳」に記載するとともに、クレジット提供事業者の発行する見積書を添付してください。
- クレジット提供事業者（事業者名、担当者名、連絡先電話番号など）
- クレジットについて
 - ・ クレジット種別、プロジェクト名称、クレジット登録番号
 - ・ 無効化予定時期（年月）
 - ・ 単価（円/tCO2e）
 - ・ 総量（tCO2e）
 - ・ 総額（円）5

お疲れ様でした。

- ・ 「活動・一般プログラム」
 - ・ 「活動・チャレンジプログラム」
 - ・ 「特別枠」
- の経費項目基準は以上です。

- ・ 関係情報
日本郵便年賀寄付金 Web サイト
<https://www.post.japanpost.jp/kifu/>
- ・ お問い合わせの多い質問と回答の掲載
年賀寄付金 Q&A
<https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html>
- ・ お問い合わせおよび申請相談
お問合せ用フォーム
https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csmmail.html
- ・ 電話によるお問い合わせ
※つながりにくいため、お問い合わせフォームをご利用ください。
年賀寄付金事務局
03-3477-0567
(受付時間：平日 10 時～12 時および 13 時～17 時)

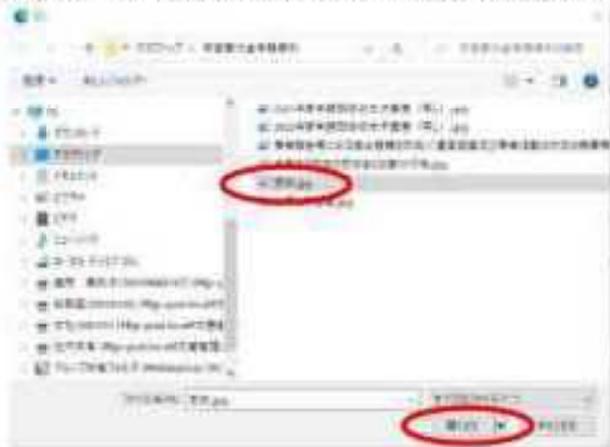
別紙 提出書類データのアップロード方法

①「ファイルの選択」をクリックします。



②アップロードしたい提出書類のファイルを選択し、「開く」をクリックします。

- ※アップロードできるファイルは拡張子が「.txt」「.jpg」「.png」「.xlsx」「.docx」「.pdf」のものに限ります。
- ※提出書類ごとに1ファイルにまとめてアップロードしてください。
- ※アップロードできるファイルの1ファイル当たりの上限サイズは10MBです。



③ファイル名が表示されていればアップロード完了です。

- ※続けて提出書類をアップロードする場合は、上記①と同様の作業を繰り返します。
- ※データが1ファイルに収まらない場合などは、その他書類の項目でアップロードします。



2024年度 年賀寄付金助成金 申請ガイド③

～配分決定後の流れ～

このガイドは、配分決定後の
流れについて説明しています。

※詳細は配分決定後にお送りする
『寄付金の配分を受けられる団体の皆さまへ』をご覧ください。

目次

01. 配分の決定と通知	1
02. 事業計画書の作成	1
03. 申請時から金額が変わったら	1
04. 助成金の送金	2
05. 「2024年度日本郵便年賀寄付金配分事業」の表示	2
06. 機関誌等の掲載、ラジオ等の出演	2
07. 贈呈式の実施	3
08. 中間報告の実施（活動・一般、活動・チャレンジのみ）	3
09. 事業完了会計報告書の作成	3
10. 監査および評価	4
11. その他ご注意いただきたいこと	5
12. お問い合わせ	5

01

配分の決定と通知

- ・年賀寄付金配分団体および配分類は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定します。
- ・配分団体・配分類の決定は2024年3月末を予定しています。決定後、申請された団体には採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分類などを当社Webサイトなどで公表します。
- ・審査の結果、申請額を減額査定し配分金額を決定することがあります。

02

事業計画書の作成

- ・申請時から配分決定までは半年ほどあります。半年間で物価の変化がある場合がありますので、事業計画の再確認のため、再度見積り等を取得してください。
- ・現状に即した「事業実施計画書」の作成及び提出を行います。
- ・申請内容に基づき、審査・決定済のため、原則としてその内容を変えることはできません。

03

申請時から金額が変わったら

- ・事業費が申請時から減少した場合
差額分のみ配分決定金額から減額します。
自己負担金額の減額はできませんので、減少した金額分を返納していただく場合があります。
- ・事業費が申請時から増加した場合
配分類は増額になりませんので、増額分は自己負担となります。

04

助成金の送金

- ・年賀寄付金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛に送金します。
- ・活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラムおよび特別枠については、事業開始月の月末に送金することも可能です。
- ・施設改修、機器購入および車両購入については、改修完了、納品または納車月の月末に送金することも可能です。

05

「2024年度日本郵便 年賀寄付金配分事業」の表示

- ・助成金を受けて実施した事業は「2024年度日本郵便年賀寄付金配分事業」の表示をします。
- ・購入物件のある場合は対象物件に表示。
- ・冊子・チラシを調製したときは対象の冊子・チラシに表示。
- ・その他の場合は、何らかの方法で「2024年度日本郵便 年賀寄付金配分事業」の表示。
- ・車両購入の場合は、車両本体に「年賀寄付金シンボルマーク」および「日本郵便年賀寄付金助成車両」の表示。
- ・表示に要する費用は団体の自己費用です。
- ・詳細は配分決定後に通知します。
- ・当社 Web サイトなどに掲載されている当社ロゴマークや郵便マーク（〒マーク）のご使用に際しては、必ず事前に事務局にご相談ください。



年賀寄付金

06

機関誌等の掲載、ラジオ等の出演

- ・機関誌、ラジオ等などに掲載、出演する場合「日本郵便株式会社から年賀寄付金配分を受けました。」等の記述等をお願いします。

2

07

贈呈式の実施

- ・採択決定後、配分事業実施期間内に贈呈式を実施いたします。詳細は決定後に通知します。
- ・施設改修、機器購入および車両購入については、贈呈式の実施が採択の条件となります。

08

中間報告の実施（活動・一般、活動・チャレンジのみ）

- ・事業実施期間中に、申請事業の進捗状況などをご報告いただく場合があります。

09

事業完了会計報告書の作成

- ・事業の終了時には「事業完了会計報告書」を作成します。
- ・「事業完了会計報告書」は、事業の終了月の翌月末までに提出していただきますが、施設改修、機器購入および車両購入については、改修完了、納品 および納車月の翌月末までに提出してください。

3

10

監査および評価

- ・配分を受けて実施された事業が適正に実施されたか事業のその後はどうなったかなどを確認します。
- ・法律により監査が義務付けられています。
- ・日本郵便株式会社社員がお伺いし、実地監査を行います。
- ・事業の完了後、「事業成果報告・自己評価書」を提出していただき、評価委員会による評価を行います。その際、ヒアリング調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・優れた成果を残された団体については、その事業を広くPRさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

11

その他ご注意いただきたいこと

- ・審査の過程において、年賀寄付金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請入力フォームに記載されている実施責任者にご連絡する場合があります。
- ・申請関係書類などは返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・選考内容、採否の理由に関するお問い合わせには一切お答えできません。

12

お問い合わせ

- ・関係情報
日本郵便年賀寄付金 Web サイト
<https://www.post.japanpost.jp/kifu/>
- ・お問い合わせの多い質問と回答の掲載
年賀寄付金 Q&A
<https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html>
- ・お問い合わせおよび申請相談
お問合せ用フォーム
https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmail.html
- ・電話によるお問い合わせ
※つながりにくい場合、お問い合わせフォームをご利用ください。
年賀寄付金事務局
03-3477-0567
(受付時間：平日 10 時～12 時および 13 時～17 時)

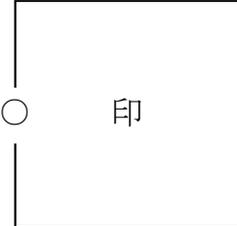
【意見書の作成例】

2023年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

日本郵便株式会社 あて

○○県知事

○○ ○○ 印



2024 年度日本郵便年賀寄付金の配分を申請する事業に関する意見について

2024 年度日本郵便年賀寄付金の配分申請を行う次の法人は、下記に示す事業を実施する団体であり、同団体が寄付金の配分を受けて実施する事業は、当該事業目的に寄与するものと認められる。

記

申請団体名（法人名）：
実施事業名^(※1)：
事業種別^(※2)：

※1 申請書に記載されている申請事業名を記載してください。

※2 事業種別については以下の 10 の事業のうち、該当する事業を記載してください。

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 5 条第 2 項に掲げる 10 の事業

- 1 社会福祉の増進を目的とする事業
- 2 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 3 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 4 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 5 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 6 文化財の保護を行う事業
- 7 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 8 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 9 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 10 地球環境の保全を図るために行う事業

以上

【意見書作成依頼書の作成例】

2024年度日本郵便年賀寄付金配分申請における
大臣（都道府県知事）への意見書の作成依頼書

2023年 月 日

〇〇大臣（都道府県知事）殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

⑩

電話番号

日本郵便株式会社が公募する 2024 年度日本郵便年賀寄付金配分事業の申請にあたり、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 2 条第 2 項に基づいて添付することとされている配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書が必要であるため、同意見書の作成をお願いいたします。

記

（添付書類）

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 年賀寄付金配分申請入力フォームの写し | 1 部 |
| 2. 当法人の定款（又は寄附行為）の写し | 1 部 |

以上

2023年用として発行した寄付金付絵入り年賀はがきおよび寄付金付お年玉付年賀郵便切手に
付加された寄付金の配分団体および配分額

配分団体総数 151団体 配分額総額 240,176,700円

【九州】配分団体 11団体 配分額 17,659,000円

支社	都道府県	配分団体		使途内容	配分額 (円)
		名称	住所		
九州支社	福岡県	一般社団法人 生き方のデザイン研究所	803-0811 福岡県北九州市小倉北区大門1丁目5-1-707	障害のある人の社会参加と子どもたちの心の成長を応援する「生き方のデザイン授業」を届けるプロジェクト	500,000
九州支社	福岡県	NPO法人 福岡ゆーあいの会	811-3217 福岡県福津市中央6-11-12	通所介護サービス事業の送迎車両老朽化と事業拡大による利用者増の為に車両入れ替え事業	650,000
九州支社	福岡県	NPO法人 宗像コスモス会	811-3431 福岡県宗像市田熊1丁目3番36号	就労継続支援B型作業所利用者の新規送迎事業のため及び施設外就労用車両の老朽化に伴う車両購入	1,400,000
九州支社	長崎県	社会福祉法人 ことの海会	856-0845 長崎県大村市大里町1150番地	障がい者の送迎、活動参加のための車両整備事業	1,729,000
九州支社	大分県	更生保護法人 豊州保護会	870-0816 大分県大分市田室町4-10	社会復帰を目指す更生保護施設の寮生の円滑な通勤等のために自転車購入事業	179,000
九州支社	大分県	NPO法人 地域ひとネット	870-0874 大分県大分市にじが丘3丁目10番10号	医療的ケア児親子サロン運営パートナーシップ事業	4,000,000
九州支社	大分県	NPO法人 Teto Company	878-0012 大分県竹田市竹田町542番地2	地域多世代交流拠点「みんなのいえカラフル」の来所者が安全・安心して過ごすための床補強工事事業	811,000
九州支社	熊本県	社会福祉法人 共生福祉会	861-1115 熊本県合志市豊岡2000-1653	就労継続支援A型事業における利用者の雇用維持及び作業拡大のための自動丁合機導入に必要な建物改修事業	4,240,000
九州支社	宮崎県	社会福祉法人 綾町社会福祉協議会	880-1303 宮崎県東諸県郡綾町南俣615番地	地域福祉増進のための福祉活動車両の更改事業	1,700,000
九州支社	鹿児島県	社会福祉法人 クオラ	895-1804 鹿児島県薩摩郡さつま町船木2315番地1	特別養護老人ホームの介護職の負担軽減のための移乗用介護ロボット導入事業	2,000,000
九州支社	福岡県	NPO法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841 福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	世界文化遺産三池炭鉱の地域資源を掘り出し、市民参加型まちづくりに活かすためのスタートアップ事業	450,000